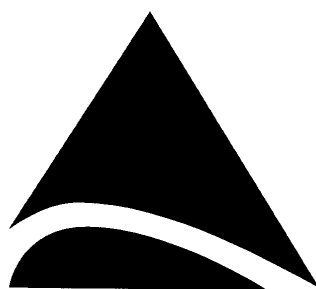


あだちの特別区税

令和 3 年度実績概要



足立区

目 次

I 特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
 II 各税の実績	3
1 特別区民税	3
(1) 合計収納額・合計収納率の推移	3
(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較	4
(3) 納税義務者数の推移	5
(4) 課税標準額段階別納税義務者数	6
(5) 非課税者数	7
(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税(種別割・環境性能割)	10
(1) 徴収実績の推移	10
(2) 調定額・収納額（種別割・現年度分）の23区比較	11
(3) 種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税・入湯税	13
(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
(3) 入湯税	13
 III 収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 徴収強化の取組み	14
(1) 換価性の高い差押えの強化	14
(2) 特別徴収滞納案件の処分	14

(3) 納付案内センターの活用	14
(4) 区外転出した滞納者に対する調査	14
(5) 休日相談の強化	14
(6) 利便性の高い納付方法の利用促進や新たな納付方法の導入	15
(7) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等	15
(8) 「オール東京滞納STOP強化月間」の取組み	15
2 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況	15
(1) 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表	16
(2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況	18
(3) 納付案内センターの稼働状況	19
(4) 徴収方法別収納状況	20
(5) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果	22
(1) 検税期間	22
(2) 扶養調査	22
(3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正	22
(4) 事業所への給与支払報告書の調査	22
(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査	22
(6) 再裁定年金に係る調査及び更正	22
(7) 事業所課税不明申告書調査	22
Ⅳ 資 料 編	23
1 税金の種類（国税・地方税別）	23
2 特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3 特別区税の税率・税額	25
(1) 特別区民税	25
(2) 軽自動車税(種別割)	25

(3) 軽自動車税（環境性能割）	27
(4) 特別区たばこ税	27
(5) 入湯税	27
4 令和3年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	28
5 税証明書発行状況	29
(1) 発行手数料別税証明書発行件数	29
(2) 発行元別税証明書発行件数	29
6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	30
7 令和3年度「あだち広報」掲載実績	31
(1) 課税課	31
(2) 納税課	32
8 令和3年度施行の税制の改正点	33
9 課税課・納税課の組織と事務分掌	39
10 足立区内税務機関	42

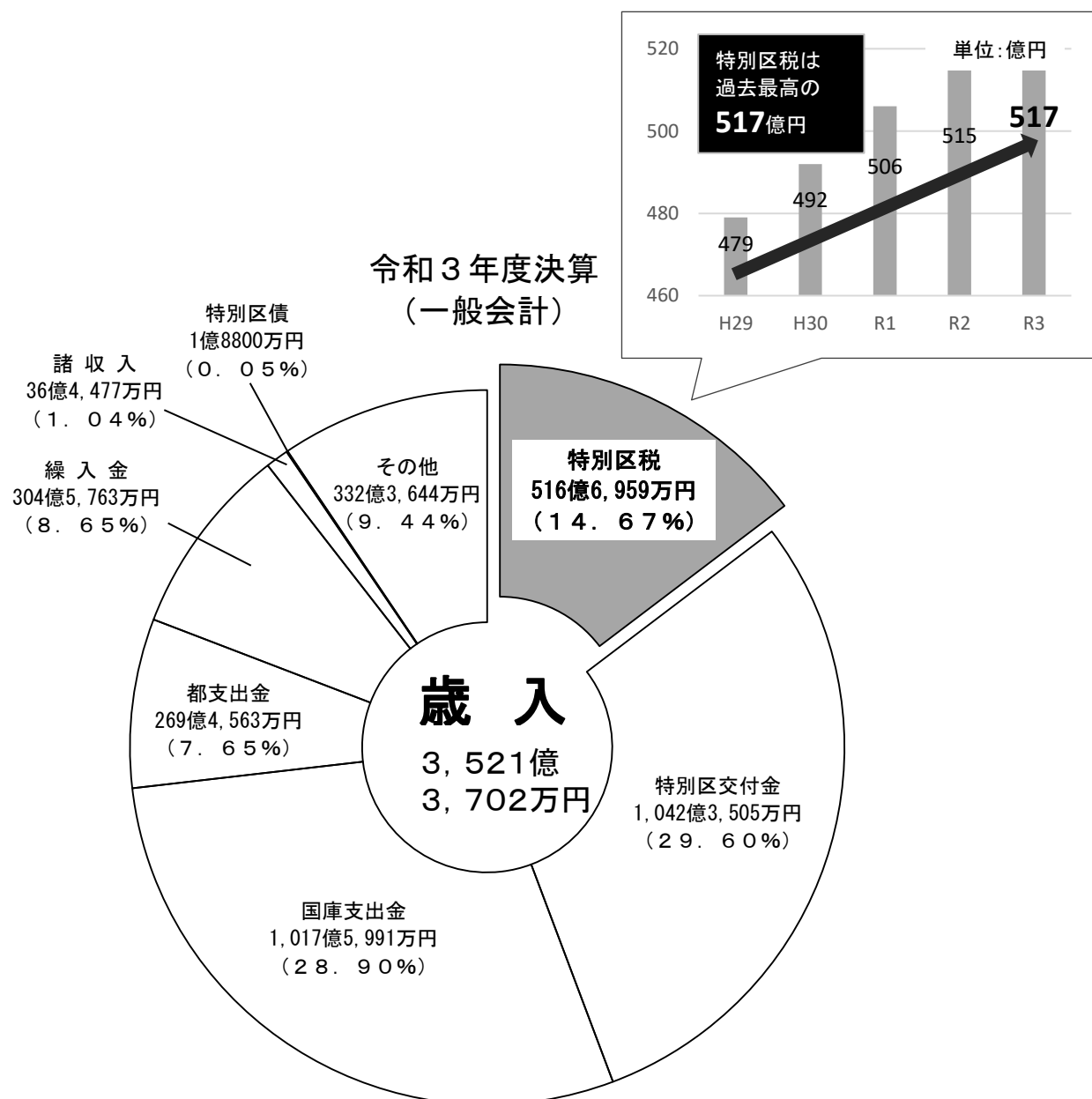
【I 特別区税の概要】

1 歳入に占める特別区税の割合

I 特別区税の概要

1 歳入に占める特別区税の割合

令和3年度の足立区の収入は3,521億3,702万円となった。
そのうち特別区税の収入は516億6,959万円で過去最高となり、
約14.7%を占めている。



特別区税について、令和3年度決算額と令和2年度決算額を比較すると、
約1億5,000万円増となった。(0.30%増)

2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円，％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	3年度 構成比
一般財源	特別区税	○		47,924,343	49,217,015	50,554,585	51,515,303	51,669,587	14.67
	地方譲与税		○	996,628	1,012,644	1,032,964	1,051,070	1,071,872	0.30
	利子割交付金		○	175,244	187,246	141,790	135,897	127,495	0.04
	地方消費税交付金		○	13,664,189	11,657,256	11,157,381	14,057,220	15,484,700	4.40
	ゴルフ場利用税交付金		○	2,358	2,264	1,501	824	2,055	0.00 (0.0006)
	自動車取得税交付金		○	572,632	604,728	304,660	89	2	0.00 (0.000006)
	環境性能割交付金		○	—	—	107,654	184,970	238,259	0.07
	地方特例交付金		○	554,482	633,872	1,705,151	757,070	716,154	0.20
	特別区（財政調整）交付金		○	100,404,438	110,791,773	112,850,652	99,287,029	104,235,049	29.60
	交通安全対策特別交付金		○	75,914	70,675	70,111	80,808	81,276	0.02
	配当割交付金		○	722,391	624,295	705,494	658,284	917,006	0.26
	株式等譲渡所得割交付金		○	725,227	510,358	435,745	768,819	1,122,331	0.32
	計			165,817,846	175,312,126	179,067,688	168,497,383	175,665,786	49.88
特定財源	分担金・負担金	○		3,656,845	3,815,991	3,168,511	2,120,471	2,381,093	0.68
	使用料・手数料	○		4,173,356	4,162,208	4,368,495	4,053,269	4,154,445	1.18
	国庫支出金		○	64,544,843	62,045,178	66,634,015	139,896,166	101,759,913	28.90
	都支出金		○	20,106,569	19,611,934	23,006,189	28,232,220	26,945,631	7.65
	財産収入	○		630,765	653,968	559,193	936,562	1,181,062	0.34
	寄付金	○		39,477	28,964	28,901	94,664	186,896	0.05
	繰入金	○		11,568,758	17,652,126	10,021,650	16,640,145	30,457,625	8.65
	繰越金	○		4,142,699	3,640,789	5,192,399	5,464,234	5,571,799	1.58
	諸収入	○		2,993,620	2,947,030	2,809,370	3,560,915	3,644,767	1.04
	特別区債		○	1,989,000	1,579,000	222,600	1,293,300	188,000	0.05
	計			113,845,932	116,137,188	116,011,323	202,291,946	176,471,231	50.12
歳入合計				279,663,778	291,449,314	295,079,011	370,789,329	352,137,017	100.00

（注）一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は原則小数第3位を四捨五入。

合計	自主財源	75,129,863	82,118,091	76,703,104	84,385,563	99,247,274	28.18
	依存財源	204,533,915	209,331,223	218,375,907	286,403,766	252,889,743	71.82

（注）自主財源…区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源…国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

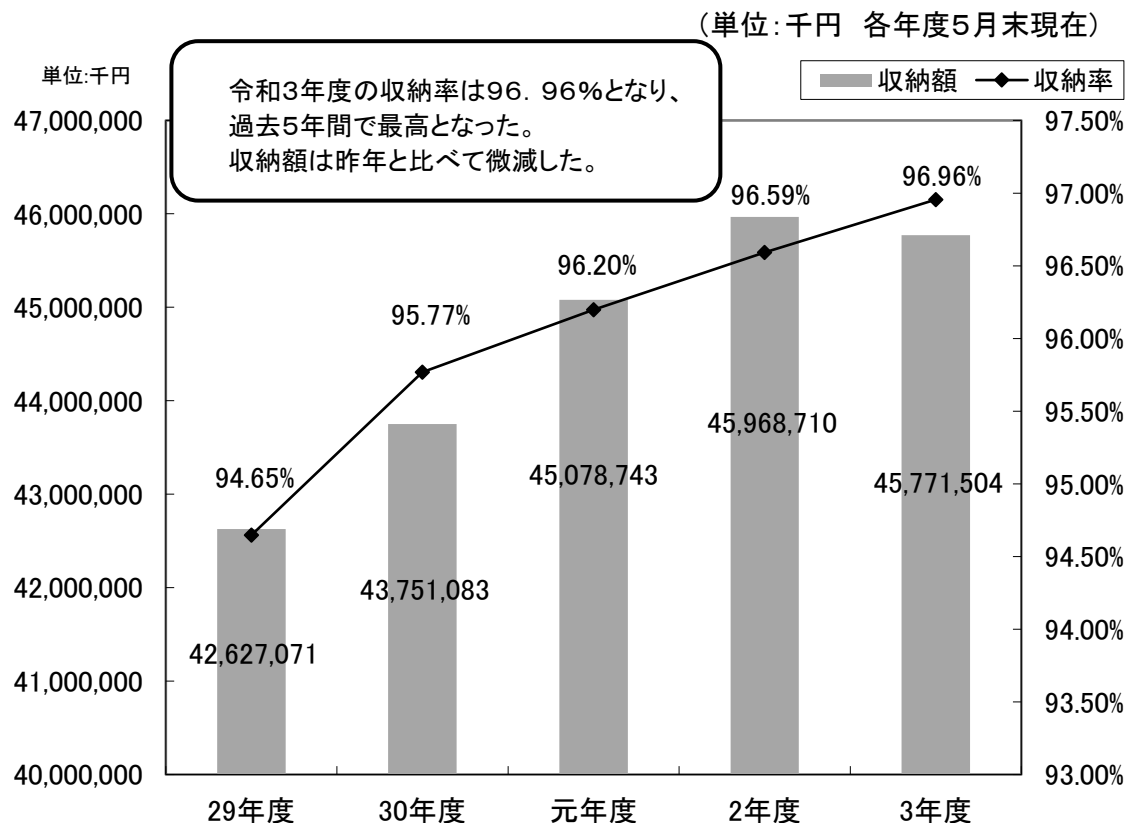
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

Ⅱ 各税の実績

1 特別区民税

(1) 合計収納額・合計収納率の推移



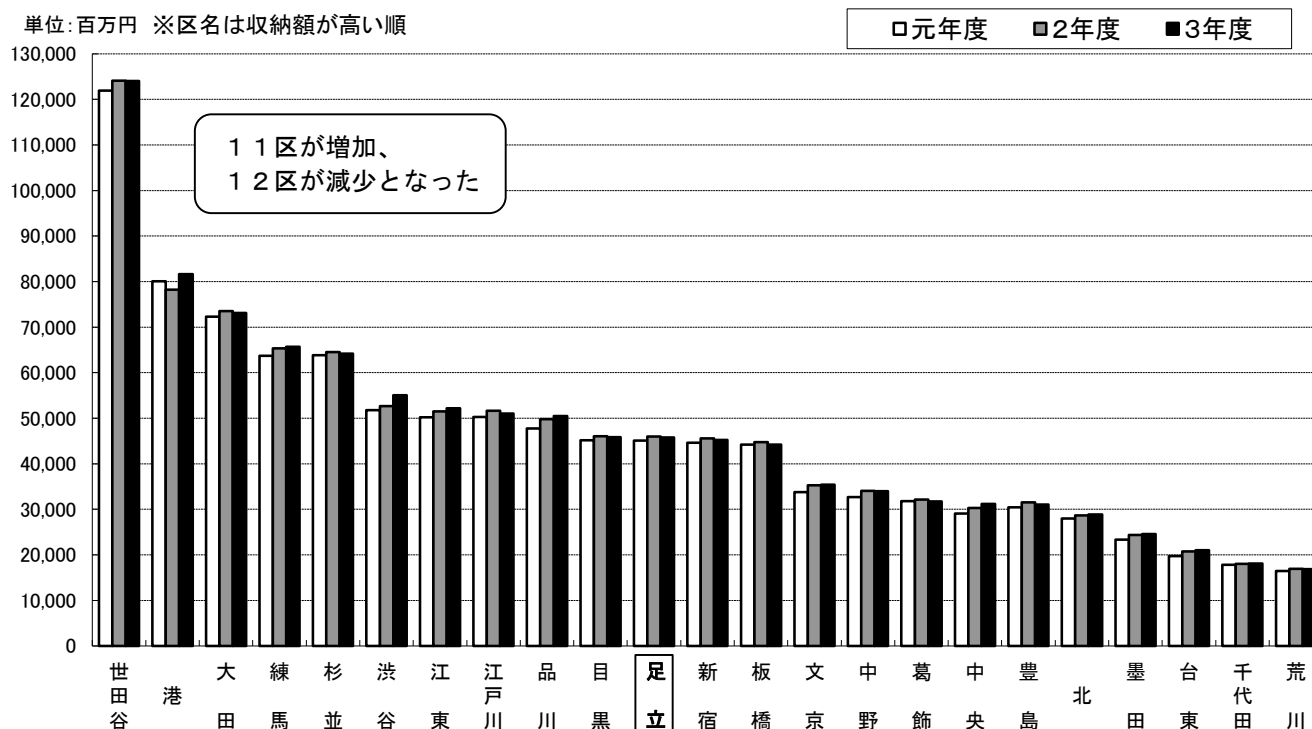
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
29	現年課税分	42,829,025	41,886,946	97.80%
	滞納繰越分	2,209,190	740,125	33.50%
	合計	45,038,215	42,627,071	94.65%
30	現年課税分	43,885,209	42,954,187	97.88%
	滞納繰越分	1,799,121	796,896	44.29%
	合計	45,684,330	43,751,083	95.77%
元	現年課税分	45,256,108	44,370,237	98.04%
	滞納繰越分	1,605,091	708,506	44.14%
	合計	46,861,199	45,078,743	96.20%
2	現年課税分	46,245,169	45,397,305	98.17%
	滞納繰越分	1,346,131	571,405	42.45%
	合計	47,591,300	45,968,710	96.59%
3	現年課税分	45,883,927	45,180,133	98.47%
	滞納繰越分	1,324,954	591,371	44.63%
	合計	47,208,881	45,771,504	96.96%
3年度－2年度(合計比)		-382,419	-197,206	0.37P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位:千円, %)

区名	元年度			2年度			3年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
世田谷	125,582,400	121,909,648	97.08	127,396,027	124,122,387	97.43	126,748,819	124,048,902	97.87
港	82,472,722	80,055,657	97.07	80,882,201	78,252,981	96.75	83,881,443	81,655,622	97.35
大田	73,338,347	72,293,279	98.58	74,478,867	73,548,865	98.75	73,937,365	73,121,718	98.90
練馬	65,313,219	63,709,889	97.55	66,770,367	65,369,250	97.90	66,906,642	65,699,702	98.20
杉並	66,041,993	63,867,123	96.71	66,581,170	64,515,371	96.90	66,109,865	64,216,302	97.14
渋谷	52,960,450	51,762,317	97.74	53,768,018	52,656,094	97.93	56,209,693	55,051,138	97.94
江東	50,992,630	50,228,373	98.50	52,307,700	51,526,975	98.51	52,873,303	52,165,682	98.66
江戸川	50,822,341	50,268,126	98.91	52,071,928	51,643,531	99.18	51,390,117	51,013,368	99.27
品川	48,374,704	47,777,882	98.77	50,375,710	49,799,497	98.86	50,908,683	50,461,363	99.12
目黒	46,386,110	45,183,538	97.41	47,057,585	46,016,241	97.79	46,691,361	45,835,903	98.17
足立	46,861,199	45,078,743	96.20	47,591,300	45,968,710	96.59	47,208,881	45,771,504	96.96
新宿	46,150,390	44,635,169	96.72	47,122,212	45,553,835	96.67	46,526,720	45,242,935	97.24
板橋	45,406,031	44,189,949	97.32	45,776,306	44,721,006	97.69	45,086,022	44,203,409	98.04
文京	34,142,289	33,793,544	98.98	35,690,788	35,308,330	98.93	35,768,658	35,434,164	99.06
中野	34,098,349	32,717,067	95.95	35,277,871	34,062,857	96.56	34,988,154	33,977,756	97.11
葛飾	33,130,173	31,770,940	95.90	33,559,836	32,151,568	95.80	32,992,991	31,761,378	96.27
中央	30,013,594	29,048,341	96.78	31,261,073	30,328,641	97.02	31,942,448	31,181,104	97.62
豊島	31,498,668	30,433,810	96.62	32,550,917	31,512,879	96.81	31,856,010	31,074,072	97.55
北	28,581,309	27,991,692	97.94	29,355,401	28,693,194	97.74	29,411,264	28,835,120	98.04
墨田	23,748,580	23,379,098	98.44	24,762,746	24,357,176	98.36	24,965,914	24,593,461	98.51
台東	20,354,870	19,702,716	96.80	21,561,547	20,780,683	96.38	21,712,217	21,005,609	96.75
千代田	18,201,873	17,848,819	98.06	18,434,085	18,004,459	97.67	18,476,562	18,068,103	97.79
荒川	17,105,420	16,489,583	96.40	17,501,220	16,964,501	96.93	17,255,578	16,861,703	97.72
計	1,071,577,661	1,044,135,303	97.44	1,092,134,875	1,065,859,031	97.59	1,093,848,710	1,071,280,018	97.94

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

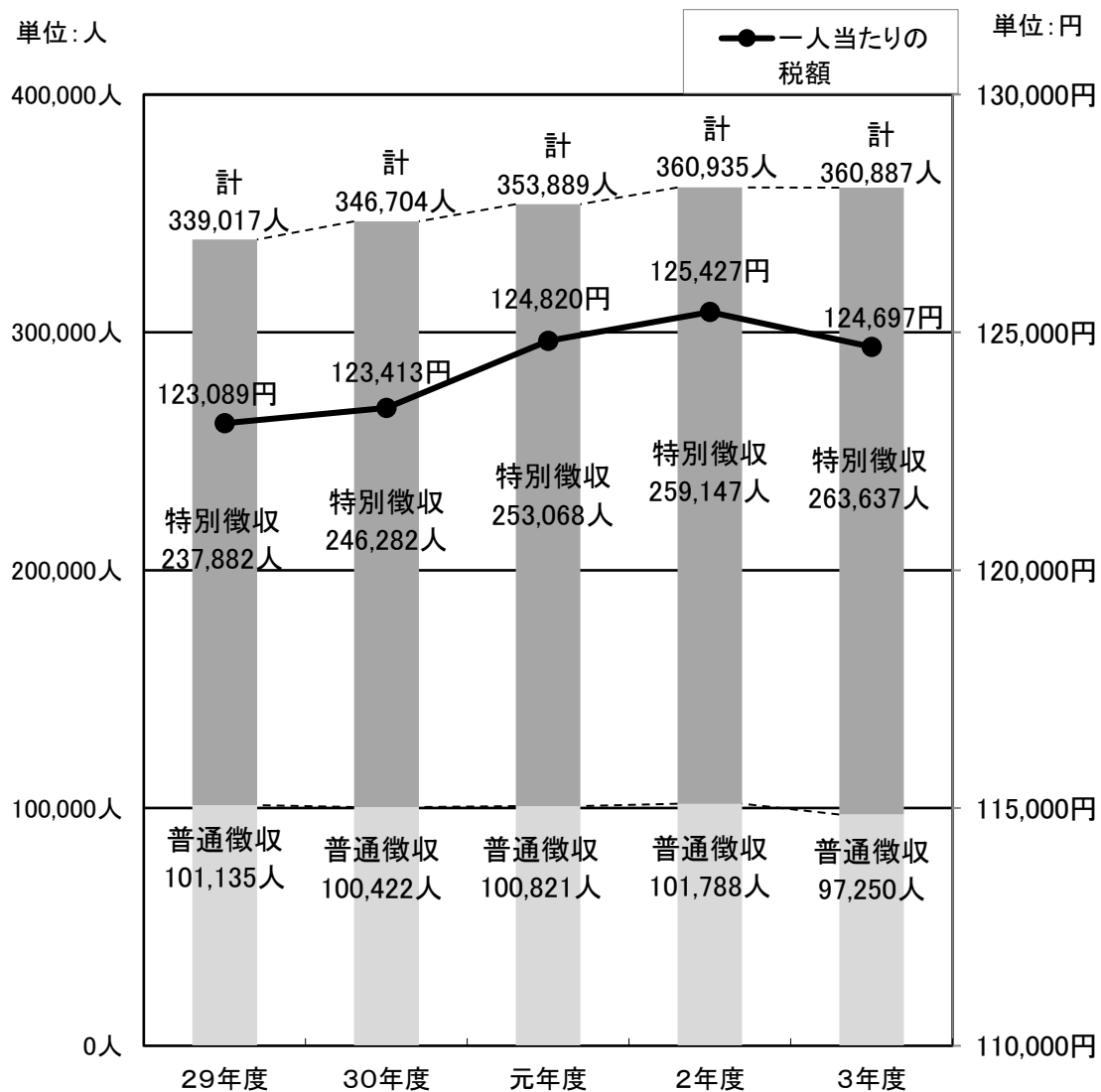
【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(3) 納税義務者数の推移

納税義務者数は360,887人となり、前年と比べて48人減少し、前年度並みの人数となった。

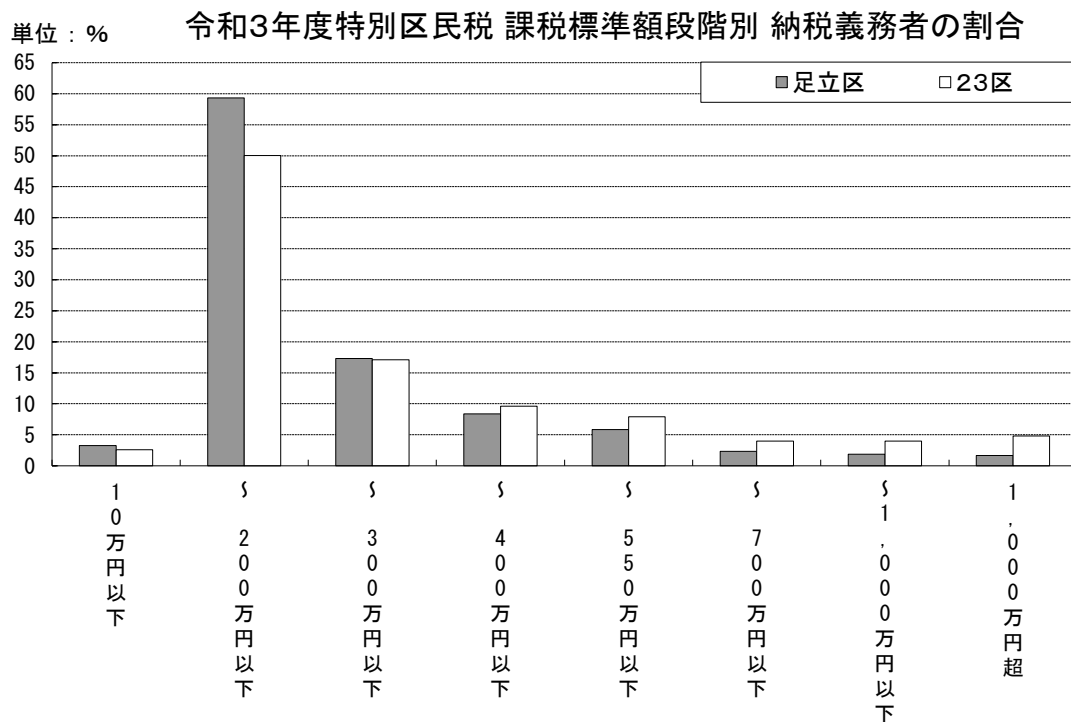
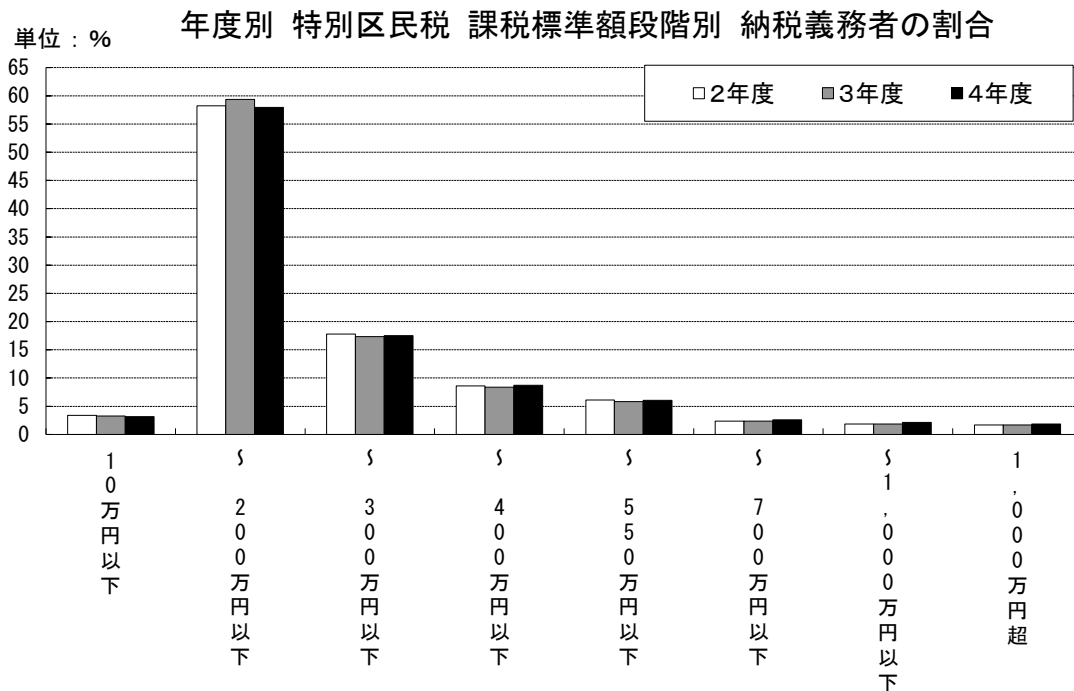
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区 分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
納税義務者	普通徴収	101,135人	100,422人	100,821人	101,788人	97,250人
	特別徴収	237,882人	246,282人	253,068人	259,147人	263,637人
	計	339,017人	346,704人	353,889人	360,935人	360,887人
一人当たりの税額		123,089円	123,413円	124,820円	125,427円	124,697円

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数 (課税状況等の調より)



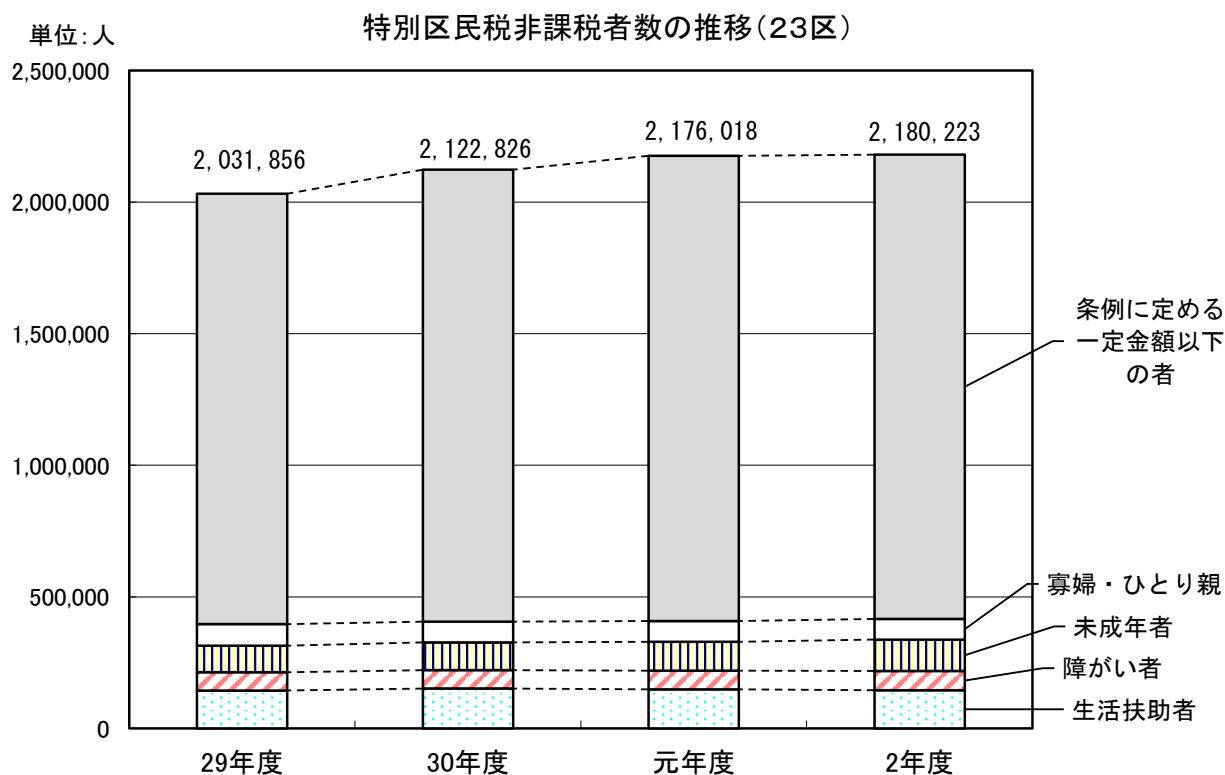
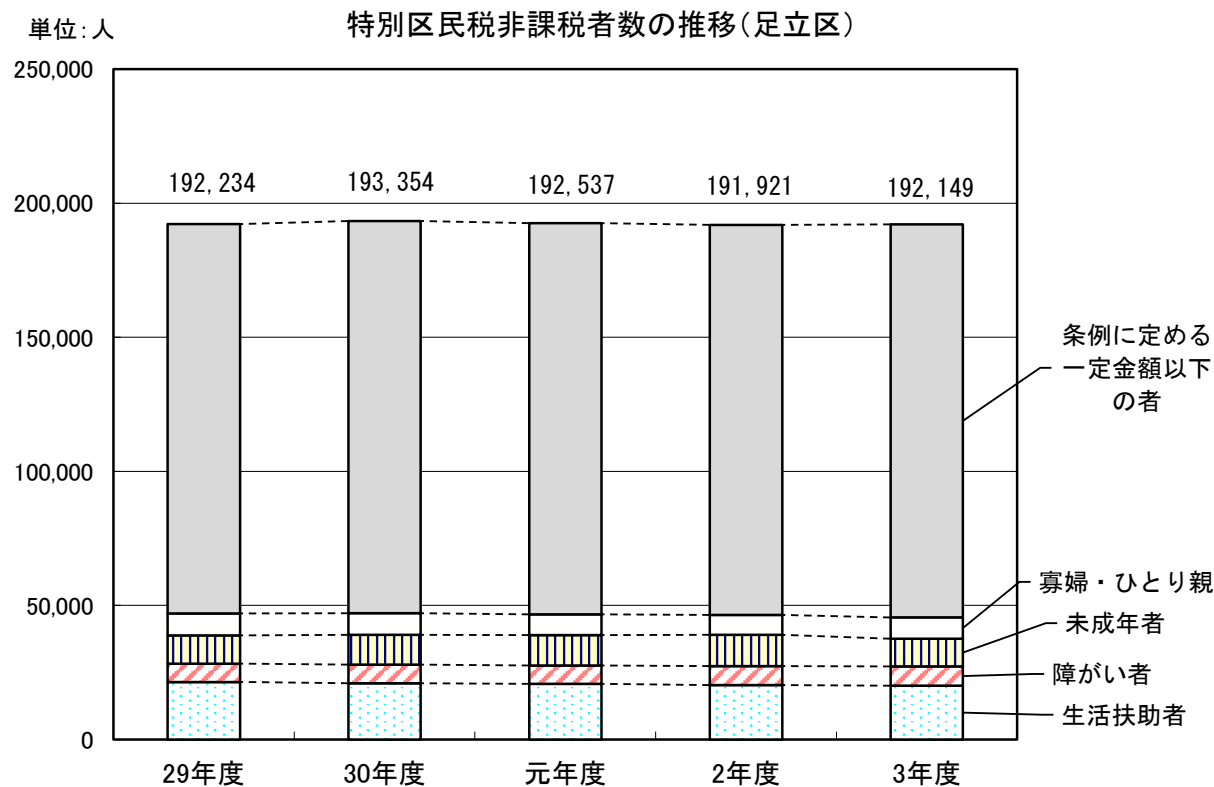
(単位：人，％)

課税標準額の段階	2年度		3年度				4年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,518	3.37	11,212	3.26	136,467	2.61	11,019	3.18
～ 200万円以下	199,194	58.25	203,837	59.34	2,611,857	50.02	201,043	57.94
～ 300万円以下	60,901	17.81	59,491	17.32	893,048	17.10	60,817	17.53
～ 400万円以下	29,358	8.58	28,676	8.35	503,008	9.63	30,222	8.71
～ 550万円以下	20,858	6.10	20,015	5.83	412,034	7.89	21,049	6.07
～ 700万円以下	8,115	2.37	8,087	2.35	207,265	3.97	8,963	2.58
～1,000万円以下	6,312	1.85	6,477	1.88	207,713	3.98	7,483	2.16
1,000万円超	5,712	1.67	5,736	1.67	250,535	4.80	6,357	1.83
計	341,968	100.00	343,531	100.00	5,221,927	100.00	346,953	100.00

【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

(5) 非課税者数（特別区税に関する参考資料：第5表 非課税に関する調べより）



【Ⅱ 各税の実績】

1 特別区民税

足立区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	29年度	21,477	11.17%	6,829	3.55%	10,569	5.50%	8,172	4.25%	145,187	75.53%	192,234
	30年度	20,985	10.85%	6,933	3.59%	11,121	5.75%	8,056	4.17%	146,259	75.64%	193,354
	元年度	20,717	10.76%	6,927	3.60%	11,252	5.84%	7,749	4.03%	145,892	75.77%	192,537
	2年度	20,353	10.61%	7,011	3.65%	11,639	6.06%	7,464	3.89%	145,454	75.79%	191,921
	3年度	20,060	10.44%	7,197	3.74%	10,330	5.38%	7,922	4.12%	146,640	76.32%	192,149

23区

(単位：人、%)

区分	年度	生活扶助者		障がい者		未成年者		寡婦・ひとり親 ※2		条例に定める一定 金額以下の者 ※1		合 計
			比率		比率		比率		比率		比率	
非課税者	29年度	144,145	7.09%	69,285	3.41%	100,927	4.97%	81,942	4.03%	1,635,557	80.50%	2,031,856
	30年度	151,376	7.13%	69,799	3.29%	105,277	4.96%	79,431	3.74%	1,716,943	80.88%	2,122,826
	元年度	148,725	6.84%	70,271	3.23%	110,138	5.06%	78,846	3.62%	1,768,038	81.25%	2,176,018
	2年度	145,404	6.67%	72,698	3.34%	119,568	5.48%	78,227	3.59%	1,764,326	80.92%	2,180,223
	3年度	※3										

◎非課税の所得限度額は、障がい者、未成年者、寡婦・ひとり親で合計所得金額が135万円以下の者。

※1 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項及び区税条例第10条第2項の規定により、均等割を課さない者をいう。
区税条例第10条第2項では、合計所得金額が以下の計算金額以下の者に対し、均等割を非課税と定めている。

35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+1)+(21+10)万円

◎本人のみの場合は、21万円は足さない。

※2 令和2年度までは「寡婦・寡夫」が対象(35ページ参照)

※3 3年度の23区実績については、令和4年11月下旬頃に確定する。

2年度 非課税者数の23区比較

(単位：人、%)

区 名	非課税者数	人 口 (R2.1.1)	対人口 比率
千代田	4,212	65,942	6.39%
中 央	32,046	168,361	19.03%
港	45,967	260,379	17.65%
新 宿	83,809	348,452	24.05%
文 京	46,409	226,114	20.52%
台 東	21,203	202,431	10.47%
墨 田	27,535	274,896	10.02%
江 東	122,653	521,835	23.50%
品 川	79,333	401,704	19.75%
目 黒	58,440	281,474	20.76%
大 田	168,211	734,493	22.90%
世田谷	193,038	917,486	21.04%
渋谷	46,601	229,671	20.29%
中 野	91,330	335,234	27.24%
杉 並	124,303	574,118	21.65%
豊 島	61,672	290,246	21.25%
北	89,354	353,908	25.25%
荒 川	56,765	217,146	26.14%
板 橋	147,886	571,357	25.88%
練 馬	181,025	739,435	24.48%
足 立	191,921	691,298	27.76%
葛 飾	126,527	464,550	27.24%
江戸川	179,983	700,079	25.71%
計	2,180,223	9,570,609	22.78%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区 名	非課税者数
1	世田谷	193,038
2	足 立	191,921
3	練 馬	181,025
4	江戸川	179,983
5	大 田	168,211
6	板 橋	147,886
7	葛 飾	126,527
8	杉 並	124,303
9	江 東	122,653
10	中 野	91,330
11	北	89,354
12	新 宿	83,809
13	品 川	79,333
14	豊 島	61,672
15	目 黒	58,440
16	荒 川	56,765
17	渋谷	46,601
18	文 京	46,409
19	港	45,967
20	中 央	32,046
21	墨 田	27,535
22	台 東	21,203
23	千代田	4,212

対人口比率が高い順

順位	区 名	対人口 比率
1	足 立	27.76%
2	中 野	27.24%
3	葛 飾	27.24%
4	荒 川	26.14%
5	板 橋	25.88%
6	江戸川	25.71%
7	北	25.25%
8	練 馬	24.48%
9	新 宿	24.05%
10	江 東	23.50%
11	大 田	22.90%
12	杉 並	21.65%
13	豊 島	21.25%
14	世田谷	21.04%
15	目 黒	20.76%
16	文 京	20.52%
17	渋谷	20.29%
18	品 川	19.75%
19	中 央	19.03%
20	港	17.65%
21	台 東	10.47%
22	墨 田	10.02%
23	千代田	6.39%

【Ⅱ 各税の実績】

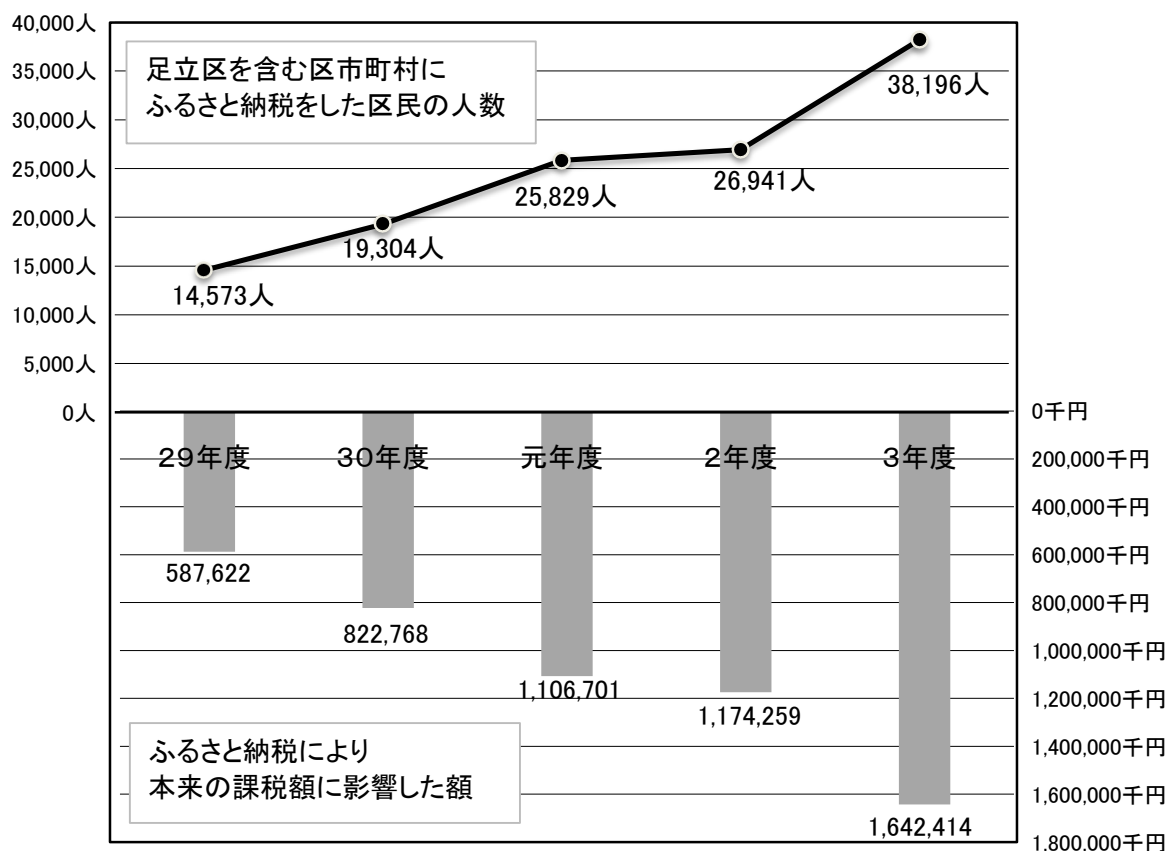
1 特別区民税

(6) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）

（課税状況等の調より）

令和3年度の足立区の特別区民税は、ふるさと納税により、
本来の課税額と比較して約16億円のマイナスの影響を受けた

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



（単位：人，千円）

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
ふるさと納税 （特別区民税）	寄附人数	14,573人	19,304人	25,829人	26,941人	38,196人
	控除額	587,622	822,768	1,106,701	1,174,259	1,642,414

【参考】あだち虹色寄附制度の実績 ※足立区への寄附額は過去5年間で最高となった

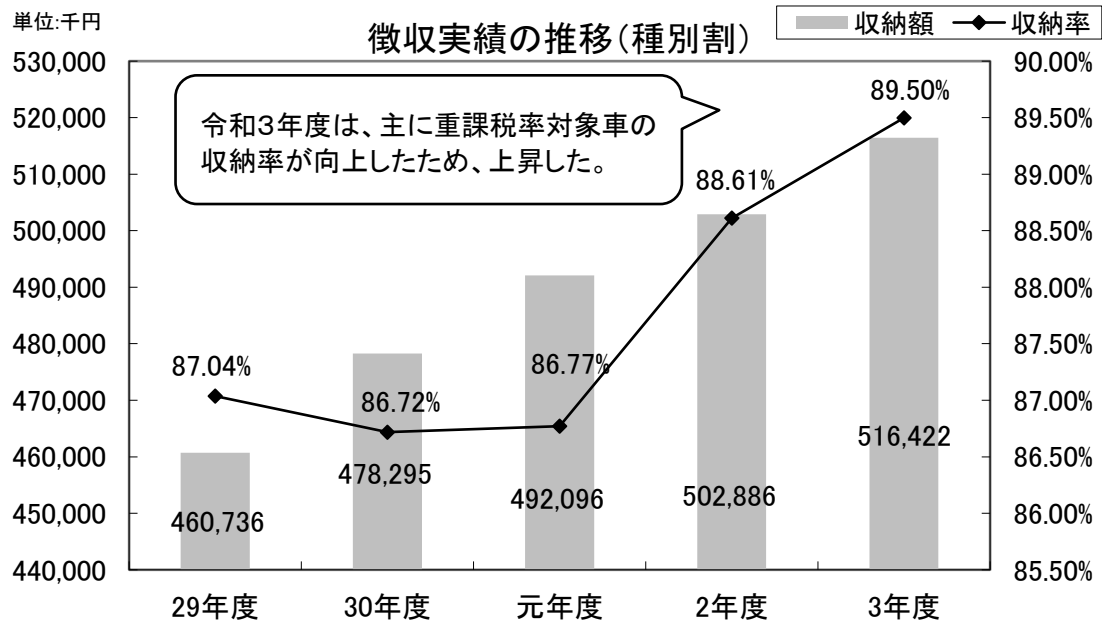
（単位：件，千円）

区分		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
あだち虹色 寄附制度	件数	104件	118件	124件	749件	288件
	寄附額	29,174	28,964	28,901	94,663	186,896

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(1) 徴収実績の推移

(単位:千円, % 各年度5月末現在)



※重課税率対象車両: 初度検査から13年を経過した車両(26ページを参照)

【種別割】

(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
29	現年課税分	478,946	453,737	94.74%
	滞納繰越分	50,416	6,999	13.88%
	合計	529,362	460,736	87.04%
30	現年課税分	490,238	467,489	95.36%
	滞納繰越分	61,314	10,806	17.62%
	合計	551,552	478,295	86.72%
元	現年課税分	501,785	480,047	95.67%
	滞納繰越分	65,347	12,049	18.44%
	合計	567,132	492,096	86.77%
2	現年課税分	513,547	493,268	96.05%
	滞納繰越分	53,976	9,618	17.82%
	合計	567,523	502,886	88.61%
3	現年課税分	525,960	506,371	96.28%
	滞納繰越分	51,058	10,051	19.69%
	合計	577,018	516,422	89.50%
3年度－2年度(合計比)		9,495	13,536	0.89P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【環境性能割】 令和元年10月創設

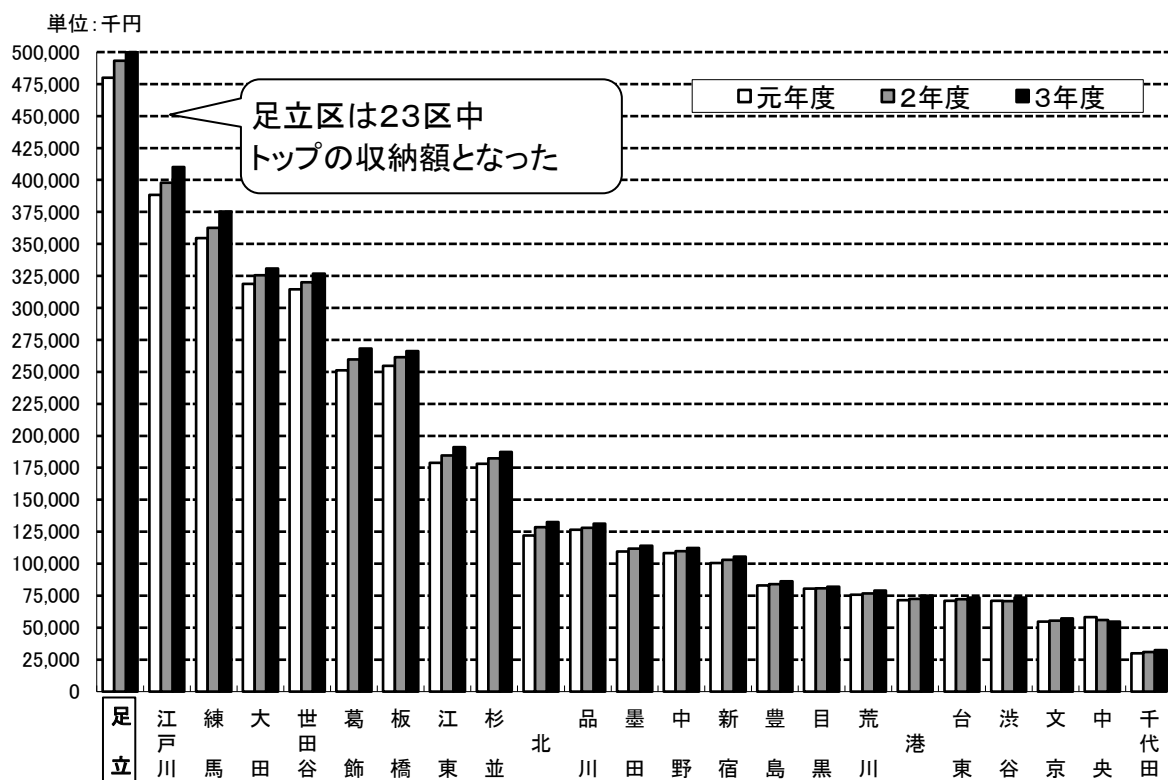
(単位:千円, %)

年度	内訳	調定額	収納額	収納率
元	現年課税分	7,741	7,741	100.00%
2	現年課税分	22,814	22,814	100.00%
3	現年課税分	22,611	22,611	100.00%

【Ⅱ 各税の実績】

2 軽自動車税(種別割・環境性能割)

(2) 調定額・収納額(種別割・現年度分)の23区比較



調定額と収納額の推移(種別割・現年度分)

(単位:千円, %)

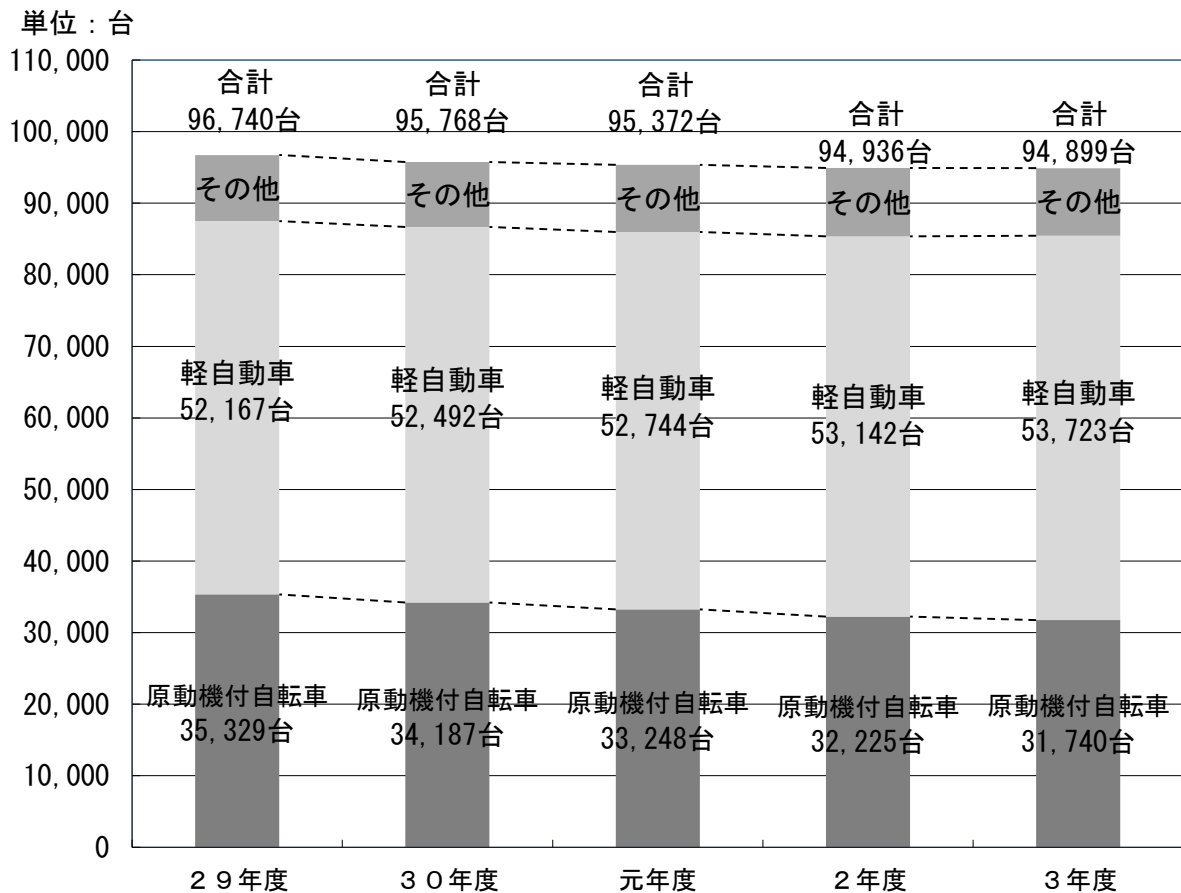
区名	元年度			2年度			3年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	501,753	480,018	95.67	513,483	493,205	96.05	525,907	506,343	96.28
江戸川	389,386	388,341	99.73	398,843	397,935	99.77	411,135	410,202	99.77
練馬	362,227	354,442	97.85	370,668	362,639	97.83	383,045	375,296	97.98
大田	322,959	318,766	98.70	329,135	325,512	98.90	335,005	330,708	98.72
世田谷	328,032	314,595	95.90	330,611	320,054	96.81	336,819	326,777	97.02
葛飾	261,011	251,086	96.20	267,879	259,675	96.94	276,110	268,239	97.15
板橋	262,103	254,766	97.20	267,250	261,418	97.82	271,508	266,231	98.06
江東	181,530	178,763	98.48	187,194	184,732	98.68	193,548	191,050	98.71
杉並	184,407	178,035	96.54	187,629	182,343	97.18	192,383	187,321	97.37
北	125,289	122,095	97.45	131,527	128,605	97.78	135,034	132,543	98.16
品川	129,583	126,500	97.62	130,079	128,001	98.40	133,385	131,406	98.52
墨田	110,941	109,581	98.77	112,546	111,694	99.24	115,235	114,127	99.04
中野	110,710	108,195	97.73	112,050	109,691	97.89	114,866	112,263	97.73
新宿	107,214	100,624	93.85	106,459	103,147	96.89	108,484	105,540	97.29
豊島	85,381	83,075	97.30	86,198	83,927	97.37	88,321	86,222	97.62
目黒	83,282	80,589	96.77	83,308	80,866	97.07	84,299	82,076	97.36
荒川	77,344	75,732	97.92	77,937	76,738	98.46	80,176	78,964	98.49
港	74,485	71,374	95.82	75,209	72,545	96.46	77,658	75,060	96.65
台東	73,999	70,875	95.78	74,836	72,243	96.54	75,365	73,597	97.65
渋谷	73,368	71,098	96.91	72,755	70,750	97.24	75,225	73,429	97.61
文京	55,050	54,616	99.21	55,943	55,470	99.15	57,613	57,347	99.54
中央	59,722	58,121	97.32	57,535	56,056	97.43	56,030	54,789	97.79
千代田	30,687	30,040	97.89	31,608	30,948	97.91	33,079	32,445	98.08
計	3,990,463	3,881,327	97.27	4,060,682	3,968,194	97.72	4,160,230	4,071,975	97.88

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は令和3年度の収納額が高い順。

(3) 種類別決算台数の推移

軽自動車税(種別割)車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移(現年度分)

(単位：台、千円)

車種種別※		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
原動機付自転車	台数	35,329	34,187	33,248	32,225	31,740
	調定額	76,079	73,840	72,062	70,101	69,244
軽自動車	台数	52,167	52,492	52,744	53,142	53,723
	調定額	346,715	361,650	373,715	386,270	400,332
二輪の小型自動車	台数	7,675	7,533	7,844	8,053	7,948
	調定額	46,050	45,198	47,064	48,318	47,688
小型特殊自動車	台数	1,569	1,556	1,536	1,516	1,488
	調定額	9,135	9,037	8,912	8,794	8,643
合計	台数	96,740	95,768	95,372	94,936	94,899
	調定額	477,979	489,725	501,753	513,483	525,907

※ 車種種別について

原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪(660cc)乗用自家用等、

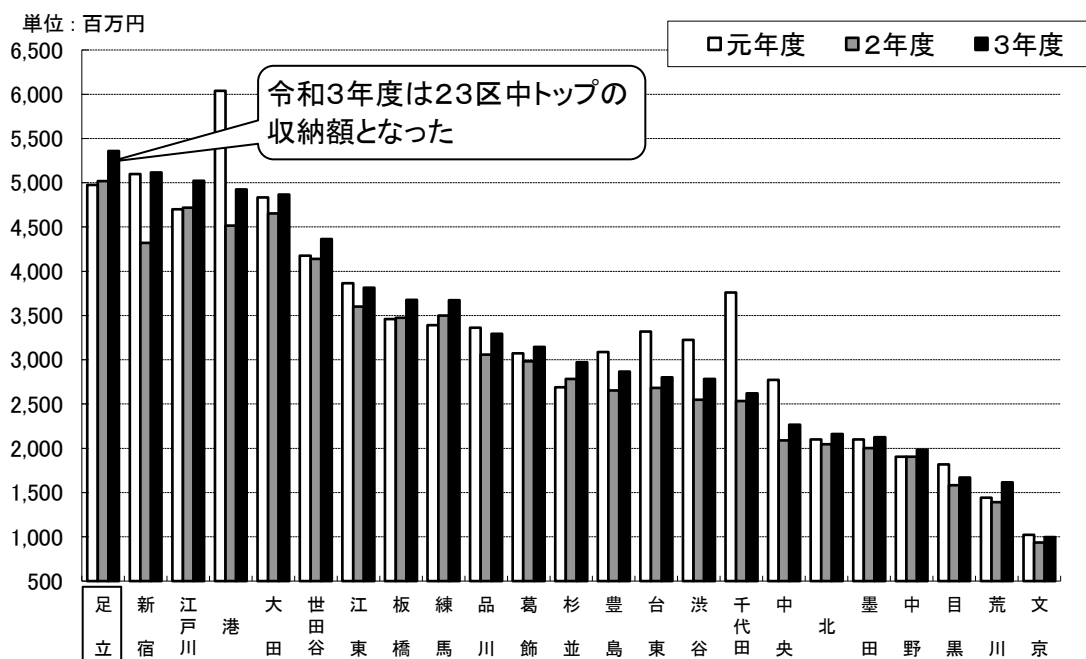
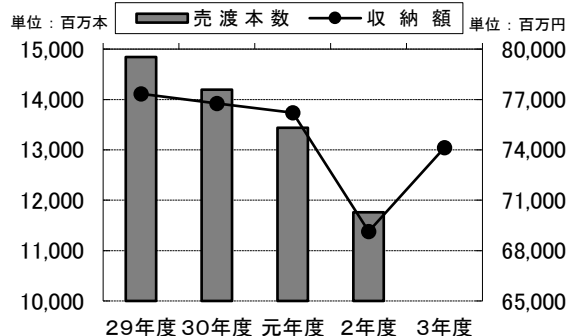
二輪の小型自動車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額 (2) 軽自動車税(種別割)」を参照

3 特別区たばこ税・入湯税

(1) 特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）

【 23区 】



(2) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）

区 分	足 立 区				2 3 区			
	売 渡 本 数		収 納 額		売 渡 本 数		収 納 額	
	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比	(千本)	前年度比	(千円)	前年度比
29年度	933,000	93.89%	4,836,536	94.49%	14,845,636	94.93%	77,336,305	95.36%
30年度	925,158	99.16%	4,987,637	103.12%	14,192,593	95.60%	76,764,183	99.26%
元年度	878,685	94.98%	4,975,949	99.77%	13,436,560	94.67%	76,219,332	99.29%
2年度	854,574	97.26%	5,018,040	100.85%	11,760,524	87.53%	69,140,727	90.71%
3年度	850,816	99.56%	5,358,987	106.79%			74,136,685	107.23%

(注2) 収納額は手持品課税分を含む。

(3) 入湯税

足立区では、令和2年度に初めて入湯税の申告があり、2,851千円の収納があった。現在は区内に課税対象となる温泉施設(入湯料金が1,200円を超える温泉施設)がないため、令和3年度の課税実績はなかった。

Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み

1 徴収強化の取組み

納税課では税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するため、滞納額の圧縮と、収納額の増加を図ることを最重要課題として取り組んでいる。

平成28年度から「足立区滞納対策アクションプラン」に基づき、高額滞納案件の優先着手、差押えの強化、不動産公売、適正な停止欠損処理などの対策を実施し、その結果、23区中最下位に低迷していた区民税収納率順位は、平成29年度に21位へ上昇した。

その後、令和元年度から第二次アクションプラン、令和4年度からは第三次アクションプランに基づき、課題である現年分収納率のさらなる向上に向け、現年課税分滞納への早期着手と期限内納付の定着を重点施策として、取組みを進めている。

令和3年度は下記（１）から（８）の取組みを実施した結果、現年分・滞納繰越分合計の区民税収納率は前年度から0.37P増加し、23区順位は21位となった。

（１）換価性の高い差押えの強化

滞納者の財産調査等を早期から行い、収納率向上に直結する、より換価性の高い債権を中心に差押えを実施した。令和3年度実績は、新型コロナウイルス感染拡大により徴収活動を抑制した前年度を上回り、コロナ禍前の水準に戻りつつある。

令和3年度差押件数 2,307件（前年度比 1,411件増）

差押後納付額 約1億9千万円（前年度比 1億円増）※都民税相当分含む。

（２）特別徴収滞納案件の処分

各税務署での申告書調査による滞納法人の資産状況の確認やそれに伴う納税課への呼び出し、反応のない滞納法人に対する差押え等を実施した。

令和3年度特別徴収滞納繰越分収納率 51.5%（前年度比 0.6ポイント減）

（３）納付案内センターの活用

事業者委託による納付案内センターを活用し、主に初期の滞納者を対象として、電話及び文書差し置きによる納付勧奨を行った。

令和3年度勧奨後納付額 約2億1千万円（前年度比 9千万円増）

※都・区民税、軽自動車税実施分

（４）区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、委託による現状等の状況調査を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分等を実施した。

令和3年度調査実績 200件 収納額 約627万円（前年度比 55万円減）

（５）休日相談の強化

毎月、第4日曜日の休日開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。休日開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけた。

令和3年度休日相談来庁者 510人（前年度比 142人増）

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

1 徴収強化の取組み

(6) 利便性の高い納付方法の利用促進や新たな納付方法の導入

コンビニエンスストアでの納付や銀行ＡＴＭ、インターネット等を利用した納付について、広報紙やＳＮＳのほか、納付書送付時のチラシ同封などにより案内を行った。

また、口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンや、区内バス路線における加入促進に関する車内放送などを実施した。

新たな納付方法として、スマートフォンの電子マネーアプリ「PayPay」による納付を令和４年４月に開始した。今後、使用可能な電子マネーを令和５年４月からさらに追加できるよう、準備を進めていく。

令和３年度口座振替加入者数 ５１,１８６人（前年度比 ４２０人増）

(7) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

複線型人事制度における徴収分野の専門職員に認定された職員や、国税・都税ＯＢである専門員が講師となり、滞納整理の基礎講義等を実施するとともに、徴収技法についての指導助言も併せて行い、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

(8) 「オール東京滞納ＳＴＯＰ強化月間」の取組み

滞納の抑制と徴収に対する理解の促進を目的として、東京都及び都内各市区町村合同で、１２月を強化月間と定めて徴収対策を集中して実施した。具体的には広報紙、ホームページへの掲載、職員による缶バッジ装着による強化月間のＰＲや、納付勧奨通知へのチラシ同封による期限内納付の意識啓発等を行った。また、特別徴収の滞納整理強化や、換価性の高い債権の集中的な差押えなど、徴収対策の強化にも取り組んだ。

2 令和３年度特別区民税・軽自動車税（種別割）の収納率及び差押えの状況

令和３年度（令和３年６月から令和４年５月まで）の収納率及び差押えの実績は以下のとおりである。

区分 種別		R2 ①	R3 ②	対前年度増減 (②－①)
特別区民税収納率	現年課税分	98.17%	98.47%	+0.30ポイント
	滞納繰越分	42.45%	44.63%	+2.18ポイント
	計	96.59%	96.96%	+0.37ポイント
軽自動車税（種別割） 収納率	現年課税分	96.05%	96.28%	+0.23ポイント
	滞納繰越分	17.82%	19.69%	+1.87ポイント
	計	88.61%	89.50%	+0.89ポイント
差押件数		896件	2,307件	+1,411件

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(1) 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和4年5月末現在

【特別区民税】

(単位:千円, %)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			11,884,676	33,771,996	227,255	45,883,927	1,324,954	47,208,881
収 納 額 B			11,286,425	33,715,018	178,690	45,180,133	591,371	45,771,504
収 納 率 B/A			94.97%	99.83%	78.63%	98.47%	44.63%	96.96%
還 付 未 済 額 C			7,429	4,947	41	12,417	2,065	14,482
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時欠損	5,426	15	179	5,620	172,425	178,045
		執行停止 期間満了 (3年)	—	—	—	—	10,715	10,715
		執行停止 中の時効 (5年)	—	—	—	—	5,830	5,830
		時効 (5年)	—	—	—	—	6,707	6,707
	小計 D		5,426	15	179	5,620	195,677	201,297
	執 行 停 止 額	3年度 停止分	8,923	37	581	9,541	65,820	75,361
		2年度 以前からの 停止分	—	—	—	—	209,039	209,039
	分納・証券・徴収 猶予・換価猶予		118,801	2,282	7,580	128,663	72,108	200,771
	差押え・ 参加差押え等		10,725	3	2,482	13,210	16,000	29,210
	小計 E		138,449	2,322	10,643	151,414	362,967	514,381
	計 F			143,875	2,337	10,822	157,034	558,644
未 収 納 額 G A-B+C-D			600,254	61,910	48,427	710,591	539,971	1,250,562
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			454,376	54,641	37,743	546,760	174,939	721,699
調定額に対する収納 及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.18%	99.84%	83.39%	98.81%	86.80%	98.47%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(1) 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)滞納整理実績表

令和4年5月末現在

【軽自動車税(種別割)】

(単位:千円, %)

			現 年 分			滞納繰越分	合 計
			現年度	過年度	小 計		
調 定 額 A			525,907	53	525,960	51,058	577,018
収 納 額 B			506,343	28	506,371	10,051	516,422
収 納 率 B/A			96.28%	52.83%	96.28%	19.69%	89.50%
還 付 未 済 額 C			220	0	220	12	232
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	381	0	381	7,542	7,923
		執行停止期間満了(3年)	—	—	—	664	664
		執行停止中の時効(5年)	—	—	—	1,305	1,305
		時効(5年)	—	—	—	1,960	1,960
	小計 D		381	0	381	11,471	11,852
	執行停止額	3年度停止分	445	0	445	1,608	2,053
		2年度以前からの停止分	—	—	—	4,098	4,098
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		409	0	409	236	645
	差押え・参加差押え等		90	0	90	59	149
	小計 E		944	0	944	6,001	6,945
計 F			1,325	0	1,325	17,472	18,797
未 収 納 額 G A-B+C-D			19,403	25	19,428	29,548	48,976
滞 納 未 整 理 額 G-C-E			18,239	25	18,264	23,535	41,799
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+F)/A			96.53%	52.83%	96.53%	53.90%	92.76%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

(2) 特別区民税・都民税滞納処分の状況

ア 差押え等の状況

(単位:千円, 回)

	債 権		不動産等		合 計	
	金額	処分数	金額	処分数	金額	処分数
29年度	588,179	1,494	76,742	77	664,921	1,571
30年度	728,451	2,312	43,069	73	771,520	2,385
元年度	644,482	2,484	29,979	53	674,462	2,537
2年度	278,462	886	9,661	10	288,123	896
3年度	481,449	2,272	46,480	35	527,928	2,307

(各年度5月末現在)

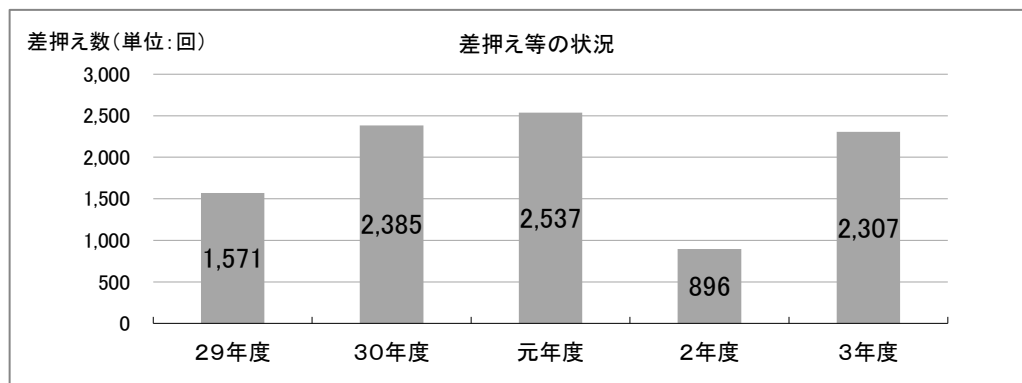
差押えは地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。

(注1) 本表の金額は、差押え時の滞納額の特別区民税と都民税の合算額である。

(注2) 本表の処分数とは、滞納者に対して差押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押え、参加差押え(すでに差し押さえられているものへの後からの差押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押え(債権等)が含まれている。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。



イ 公売の状況

(単位:千円, 人, 件)

	不 動 産					動 産				
	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容
	金額	人数	金額	件数		金額	人数	金額	件数	
29年度	-	-	33,121	2		-	-	-	-	
30年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
元年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
2年度	-	-	-	-		-	-	-	-	
3年度	-	-	-	-		-	-	-	-	

(各年度5月末現在)

公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。

(注1) 本表の金額は、特別区民税と都民税に充当した額の合算額である。

(注2) 公売前納付の金額、人数は、公売公告後で公売実施前に納付のあった税額及び人数である。

(注3) 売却財産計は、売却決定価額の合計額である。

(注4) 売却件数は、売却した不動産、動産の物件数である。

(注5) 足立区で差し押さえた後、地方税法第48条に基づき、東京都に徴収引継し、都が公売した案件を含む。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(3) 納付案内センターの稼働状況

(単位:日, 件, %, 千円)

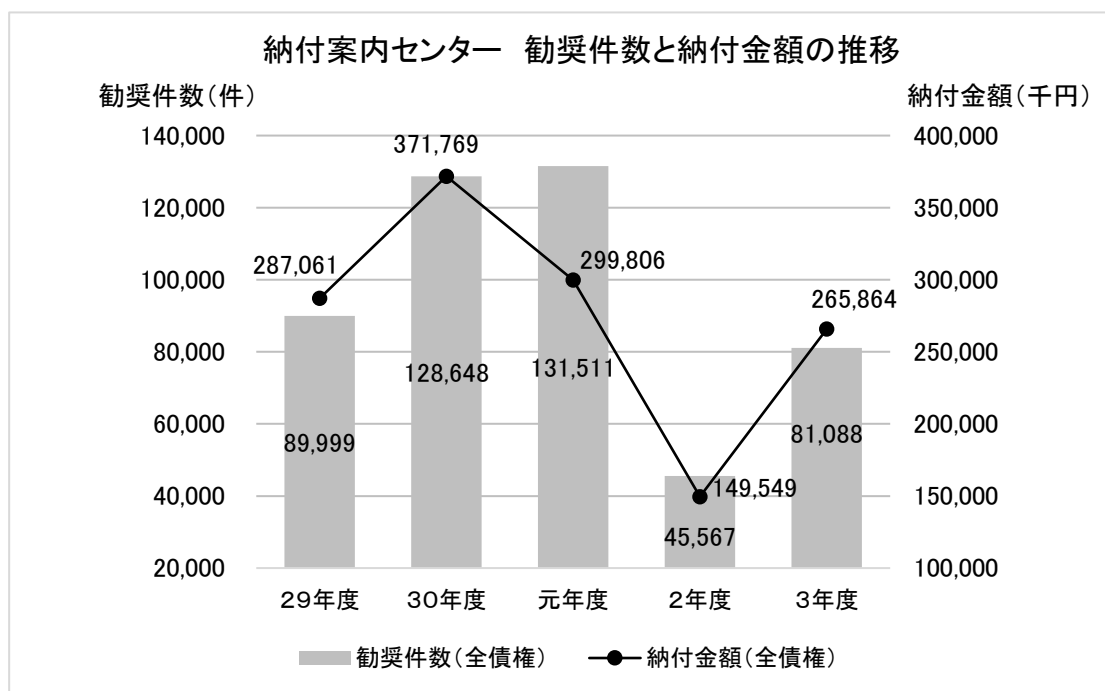
	実施日数		勧奨件数 A		接触数 文書差置数 B		接触率 B/A		納付約束 C	納付件数 D	納付率 D/C	納付額
	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等	電話勧奨	訪問勧奨等				
29年度	247日 (107日)	216日 (20日)	83,342 (39,325)	6,657 (930)	18,321 (8,777)	949 (406)	22.0% (22.3%)	14.3% (43.7%)	11,091 (5,329)	7,921 (4,191)	71.4% (78.6%)	287,061 (180,418)
30年度	250日 (137日)	217日 (42日)	118,799 (57,754)	9,849 (1,512)	23,473 (11,419)	1,944 (677)	19.8% (19.8%)	19.7% (44.8%)	14,447 (6,810)	10,731 (5,335)	74.3% (78.3%)	371,769 (199,689)
元年度	275日 (146日)	195日 (37日)	126,247 (66,905)	5,264 (1,666)	20,402 (12,314)	1,783 (759)	16.2% (18.4%)	33.9% (45.6%)	12,027 (7,332)	9,024 (5,701)	75.0% (77.8%)	299,806 (216,146)
2年度	142日 (109日)	32日 (6日)	44,595 (32,324)	972 (435)	10,680 (7,845)	336 (95)	23.9% (24.3%)	34.6% (21.8%)	6,119 (4,750)	4,958 (3,921)	81.0% (82.5%)	149,549 (125,825)
3年度	273日 (174日)	88日 (28日)	78,782 (45,555)	2,306 (777)	16,608 (10,122)	957 (258)	21.1% (22.2%)	41.5% (33.2%)	9,687 (6,323)	7,107 (4,730)	73.4% (74.8%)	265,864 (213,537)

※カッコ内は特別区民税・都民税、軽自動車税の実績
※「訪問勧奨等」…訪問勧奨・文書差し置き

納付案内センターは、平成25年4月に開設。11債権の納付勧奨業務を委託している。
令和3年度は前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、訪問勧奨の実施を見合わせた。

(注1) 本表は、4月1日から翌年3月31日までの電話勧奨、訪問勧奨、文書差し置きの実績である。

(注2) 特別区民税・都民税、軽自動車税の実施日数は、それぞれの延べ日数である。



(4) 徴収方法別収納状況

【特別区民税・都民税(普通徴収)】

(単位:件, %, 千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	4,717	1.22%	233,860	1.17%
区民事務所窓口	5,161	1.33%	227,163	1.14%
金融機関等窓口	49,752	12.84%	5,169,349	25.90%
口座振替	75,643	19.52%	5,936,396	29.75%
コンビニエンスストア	217,022	55.99%	5,836,491	29.24%
ATM	11,850	3.06%	1,012,316	5.07%
インターネット・モバイルバンキング	13,491	3.48%	988,825	4.95%
クレジット	7,942	2.05%	386,829	1.94%
電子マネー	227	0.06%	5,052	0.03%
小 計	385,805	99.53%	19,796,281	99.19%
差押えに伴う納付、取立金等	1,805	0.47%	161,306	0.81%
合 計	387,610	100.00%	19,957,587	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、令和3年6月から令和4年5月までの数値である。

(注2) 収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」による納付(令和4年4月開始)を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税(種別割)】

(単位:件, %, 千円)

	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対する 構成比
納税課窓口	2,164	2.33%	12,116	2.34%
区民事務所窓口	1,315	1.42%	8,067	1.56%
金融機関等窓口	22,139	23.86%	131,202	25.36%
口座振替	—	—	—	—
コンビニエンスストア	60,154	64.84%	328,201	63.43%
ATM	1,492	1.61%	8,625	1.67%
インターネット・モバイルバンキング	2,897	3.12%	15,859	3.07%
クレジット	1,989	2.14%	10,919	2.11%
電子マネー	11	0.01%	73	0.01%
小 計	92,161	99.33%	515,062	99.55%
差押えに伴う納付、取立金等	619	0.67%	2,325	0.45%
合 計	92,780	100.00%	517,387	100.00%

(注1) 件数及び収納額は、滞納繰越分、延滞金を含む令和3年5月から令和4年5月までの数値である。

(5月は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみの集計である。)

(注2) 軽自動車税(種別割)は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイルバンキングはモバイルレジ(スマートフォン等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 電子マネーは「PayPay」による納付(令和4年4月開始)を集計している。

(注5) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注6) 収納額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税(種別割)滞納整理実績表の額と合致しない。

【Ⅲ 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

2 令和3年度特別区民税・軽自動車税(種別割)の収納率及び差押えの状況

(5) 口座振替による特別区民税(普通徴収)収納額等の推移

(単位:千円, 件, 人, %)

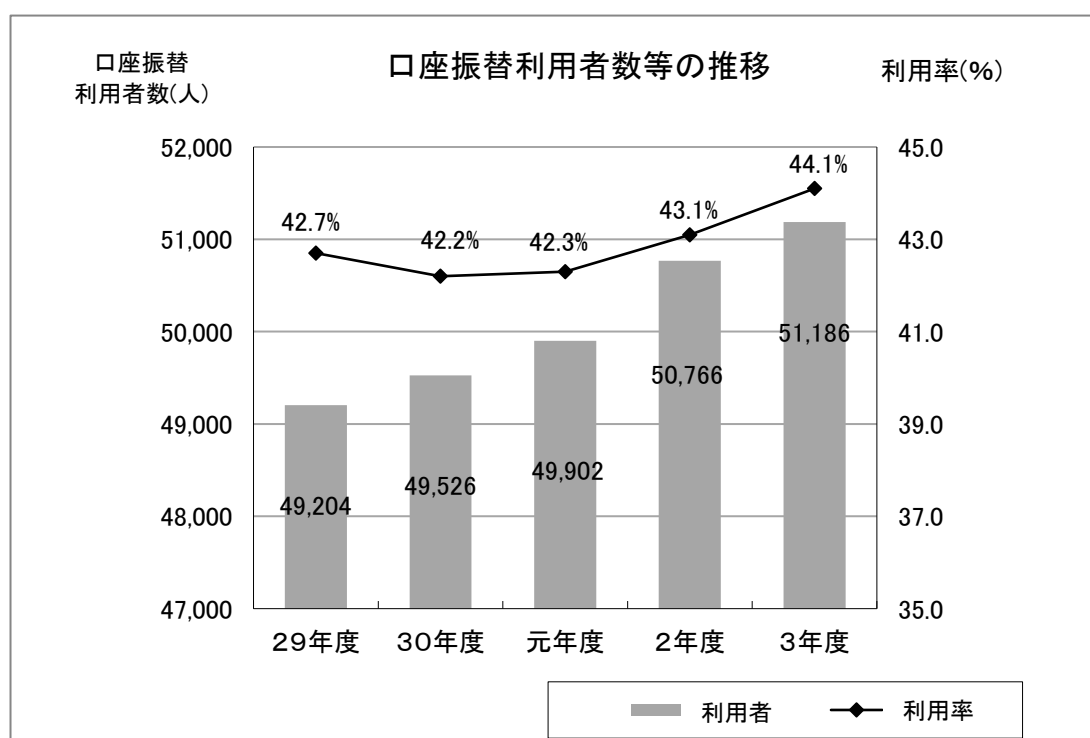
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
29年度	11,133,560	78,526	3,604,763	32.38%	49,204	2,654	2,262	42.7
30年度	11,036,098	77,810	3,598,715	32.61%	49,526	2,615	2,293	42.2
元年度	11,388,696	76,405	3,719,954	32.66%	49,902	2,655	2,279	42.3
2年度	11,396,956	77,035	3,578,070	31.39%	50,766	3,170	2,306	43.1
3年度	11,286,424	75,643	3,576,554	31.69%	51,186	2,815	2,395	44.1

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分(普通徴収)についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税についてのみのものである。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



3 検税(未申告や扶養などの調査・更正等)の取組み及び結果

(1) 検税期間：令和3年7月12日(月)～12月10日(金)

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額
20,949件	新規課税	1,218件	117,269,300円
	更正	1,202件	
	非課税	3,092件	

(注) 新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(7)のとおりである。

(2) 扶養調査

所得超 (所得が48万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (令和2年12月31日以前に離婚)
228件	288件	11件
更正事由		
未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (令和1年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
3件	5件	87件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	19,469,800円
105件	83件	69件	365件	

(注) 622件の税額更正により19,469,800円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

(3) 法定調書(報酬・配当・給与)に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	40,047,600円
186件	200件	77件	

(4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
757件	38,605,700円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

(5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
33件	493,200円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

(6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
380件	17,828,000円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施。

(7) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
165件	825,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

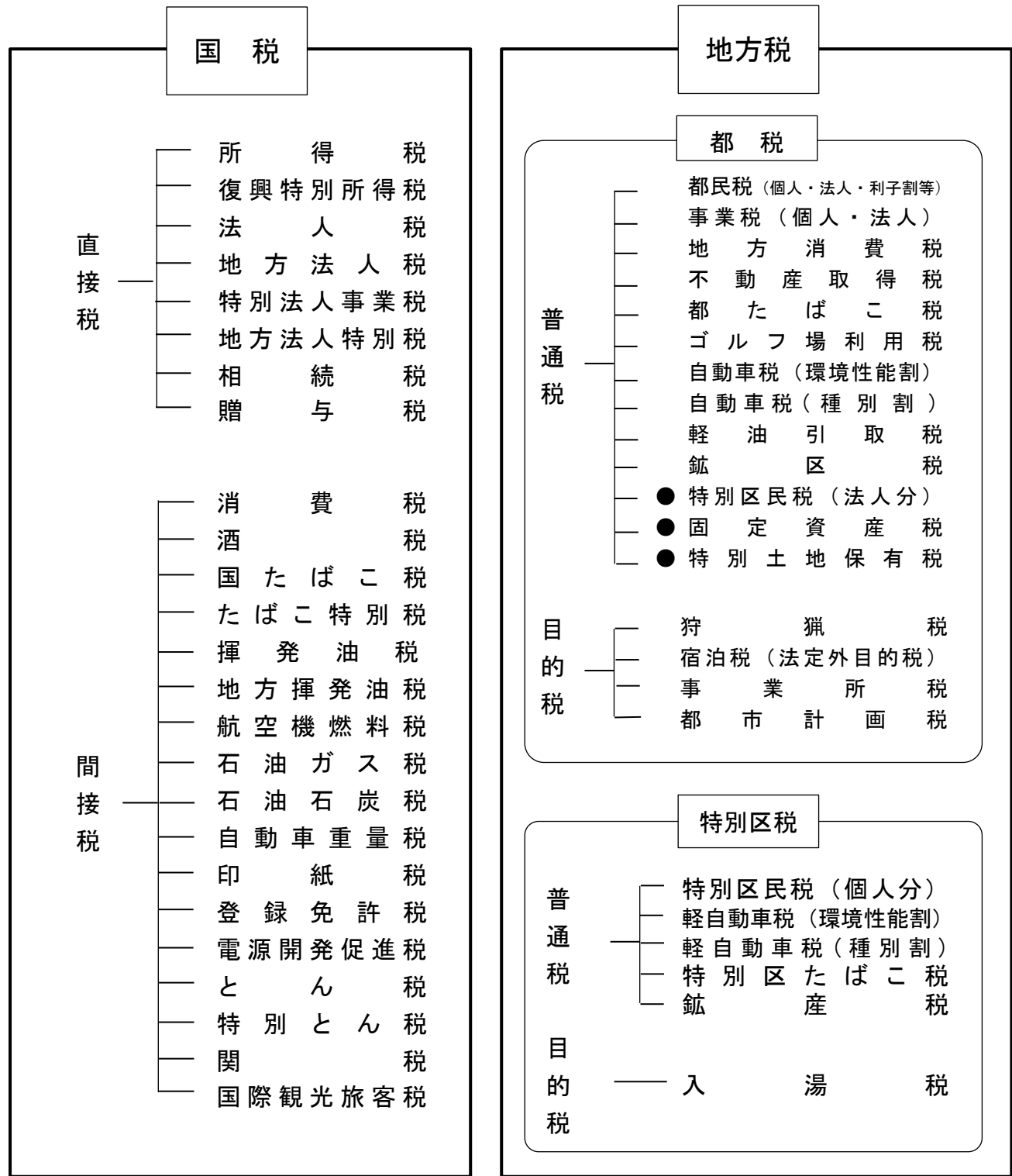
【Ⅳ 資料編】

1 税金の種類

Ⅳ 資料編

1 税金の種類（国税・地方税別）

（令和 4 年 4 月 1 日現在）



※●印は 2 3 区内では都税として課税し、その内 5 5 % 相当が特別区財政調整交付金として区の歳入となる。

※鉱産税・入湯税は令和 4 年 4 月 1 日現在、足立区での課税実績はない。

（注）・直接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金

・間接税…税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金

・普通税…一般的な財源に充てられる税金 ・目的税…特定の用途のみに充てられる税金

2 特別区税の納付について（足立区に納める税）

	納税義務者	課税対象	課税標準	納付方法・納期限
特別区民税	- 区内に住所がある者 - 区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない者（均等割のみ）	左に同じ	前年中の所得金額	【普通徴収】 区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付し、年4回で納付する。 （納期限）6月、8月、10月、翌年1月の末日 【給与からの特別徴収】 給与支払者（会社等）が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限）徴収月の翌月10日 【公的年金からの特別徴収】 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する。 （納期限）徴収月の翌月10日
軽自動車税	（種別割） 原動機付自転車や軽自動車等を所有する者	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	課税客体の台数	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 （納期限）5月末日
	（環境性能割） 三輪以上の軽自動車を取得した者	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の通常取得価額	新規検査・移転登録の届出時に納付する。 ※当分の間は東京都が賦課徴収
特別区たばこ税	- 製造たばこの製造者 - 特定販売業者 - 卸売販売業者	区内で売り渡した製造たばこ	区内で売り渡した製造たばこの本数	卸売販売業者等が前月分を毎月末日までに申告納付する。 （納期限）売渡月の翌月末日
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客数	鉱泉浴場の経営者が入湯客から徴収し、とりまとめて納付する。 （納期限）入湯客数集計月の翌月末日

（注）納期限として定める日が土・日・祝日の場合はその次の平日が納期限となる。

【Ⅳ 資料編】

3 特別区税の税率・税額

3 特別区税の税率・税額

(1) 特別区民税（個人住民税）

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 ※1	6 %	4 %
均 等 割 ※2	3, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

※1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない。

※2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を500円ずつ増額する。

(2) 軽自動車税（種別割）

ア 原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc以下	2, 0 0 0 円
	5 0 cc超 9 0 cc以下	
	9 0 cc超 1 2 5 cc以下	2, 4 0 0 円
	ミニカー	3, 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 4 0 0 円
	そ の 他	5, 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc超 2 5 0 cc以下	3, 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc超	6, 0 0 0 円

(注) 上記の税額は平成28年度から適用。

イ 三輪及び四輪以上

車 種 区 分				旧税率	重課税率	新税率			
				平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた車両	初度検査から 13 年を経過した車両 ※ 1	平成 27 年 4 月 1 日以後に初度検査を受けた車両			
							軽課税率(グリーン化特例)		
							初度検査が令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日の車両 ※ 2		
							①	②	③
軽自動車	三 輪			3, 100 円	4, 600 円	3, 900 円	1, 000 円	2, 000 円	3, 000 円
	四輪以上	乗用	自家用	7, 200 円	12, 900 円	10, 800 円	2, 700 円		
			営業用	5, 500 円	8, 200 円	6, 900 円	1, 800 円	3, 500 円	5, 200 円
		貨物用	自家用	4, 000 円	6, 000 円	5, 000 円	1, 300 円		
			営業用	3, 000 円	4, 500 円	3, 800 円	1, 000 円		

※ 1 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の 12 月」を経過年数の起算点とする。

重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車

※ 2 軽課税対象車両（※軽課税額は初年度のみ適用）

①	概ね 75%の軽課対象車：電気自動車、天然ガス自動車（平成 21 年排出ガス規制窒素酸化物 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合しているもの）
②	概ね 50%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 平成 17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、令和 2 年度燃費基準達成及び令和 12 年度燃費基準 90%達成車
③	概ね 25%の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む）「乗用の営業用」のみ適用 平成 17 年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているもののうち、令和 2 年度燃費基準達成及び令和 12 年度燃費基準 70%達成車

【Ⅳ 資料編】

3 特別区税の税率・税額

(3) 軽自動車税(環境性能割)

燃 費 性 能 等		税 率	
		自家用	営業用
軽乗用	電気自動車等	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準75%達成		
	令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準60%達成	1.0%	0.5%
	令和12年度燃費基準55%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%
軽貨物	電気自動車等	非課税	非課税
	平成27年度燃費基準＋25%達成		
	平成27年度燃費基準＋20%達成	1.0%	0.5%
	平成27年度燃費基準＋15%達成	2.0%	1.0%
	上記以外の軽自動車	2.0%	2.0%

(4) 特別区たばこ税

一般品の国産たばこ、外国たばこ
1,000本につき6,552円 (令和3年10月改正)

紙巻たばこ1箱の税負担等

	定価 580 円
国たばこ税：136.04円 (23.5%)	
地方たばこ税：152.44円 (26.3%) (都道府県たばこ税：21.4円、 市区町村たばこ税：131.04円)	
たばこ特別税：16.4円 (2.8%)	
消費税：52.72円 (9.1%)	

(5) 入湯税

1人1日につき150円。

ただし、12歳未満の子どもや共同浴場、一般の公衆浴場、
および施設の利用額が1,200円以下の場合は課税されない。

たばこの税負担額合計：357.6円 (61.7%)

4 令和3年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

(単位:千円, %)

区 分	29年度	構成比	30年度	構成比	元年度	構成比	2年度	構成比	3年度	構成比
給 与 費	814,739	66.00%	817,043	62.10%	826,515	62.09%	838,914	64.32%	854,017	63.66%
賦課徴収費	419,771	34.00%	498,682	37.90%	504,561	37.91%	465,299	35.68%	487,586	36.34%
合 計	1,234,510	100.00%	1,315,725	100.00%	1,331,076	100.00%	1,304,213	100.00%	1,341,603	100.00%

<給与費>

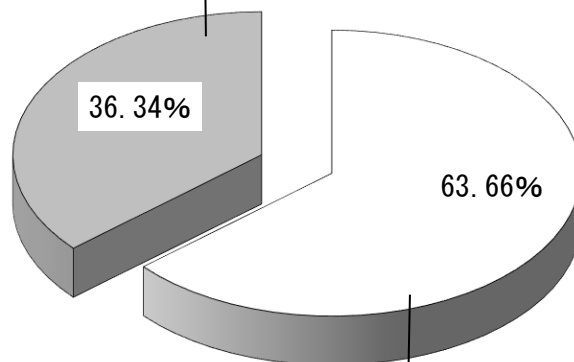
課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費

※会計年度任用職員の報酬は含まない

<賦課徴収費>

臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、
事務用消耗品等

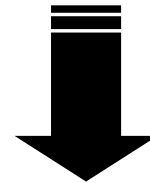
賦課徴収費 : 487,586千円



給与費 : 854,017千円

□ 給 与 費

□ 賦課徴収費



合計 : 1,341,603千円

◎ 特別区税決算額 (51,669,587千円) に占める徴税費の割合

$$\frac{1,341,603\text{千円}}{51,669,587\text{千円}} = 0.026 \Rightarrow \underline{2.6\%}$$

特別区税 1,000円につき26円の経費

5 税証明書発行状況

(1) 発行手数料別税証明書発行件数

(単位：件，%)

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
29年度	188,399	100.75	168,923	12,293	48	825	16	6,294
30年度	167,484	88.90	146,851	13,772	46	752	7	6,056
元年度	157,127	93.82	135,479	15,060	50	555	6	5,977
2年度	137,264	87.36	116,199	14,721	61	470	5	5,808
3年度	141,495	103.08	116,361	15,148	43	3,679	263	6,001

(注1) 無料の課税証明書・納税証明書は、生活保護受給者または中国在留邦人等からの申請。

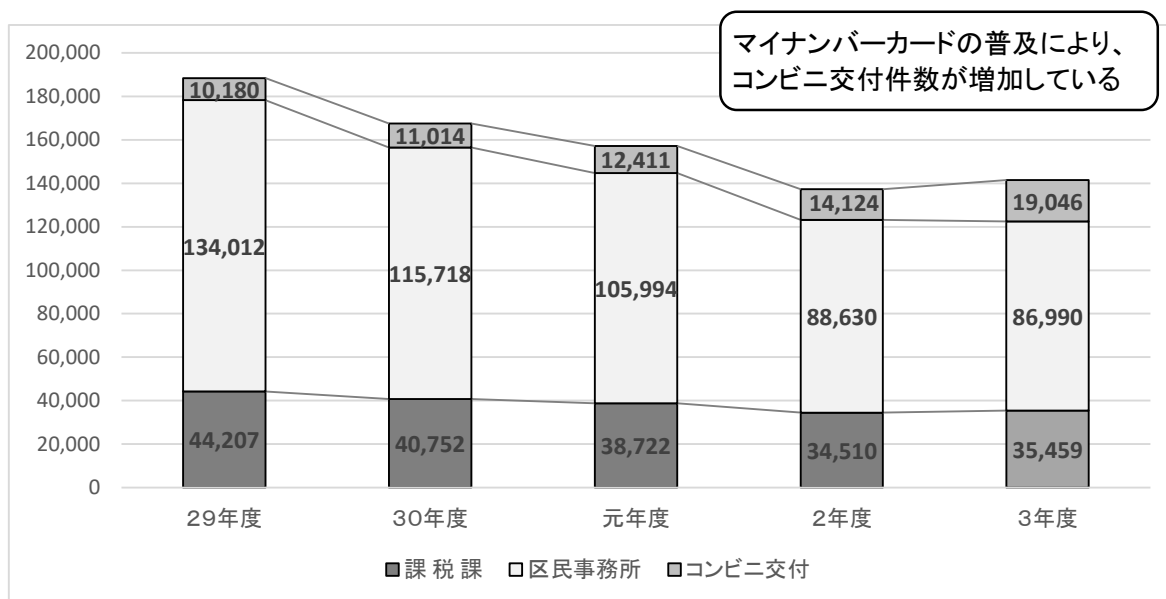
(注2) 軽自動車税の証明書は、継続検査(車検)用が無料で、一般(その他)用は有料。

(注3) 令和3年7月より、新型コロナウイルス対策緊急融資等の手続きに使用する税証明書の交付手数料を無料としている(コンビニ交付分を除く)。

(2) 発行元別税証明書発行件数

(単位：件，%)

区 分	発 行 件 数		課 税 課		区民事務所		コンビニ交付	
		前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比
29年度	188,399	100.75	44,207	95.36	134,012	101.05	10,180	127.03
30年度	167,484	88.90	40,752	92.18	115,718	86.35	11,014	108.19
元年度	157,127	93.82	38,722	95.02	105,994	91.60	12,411	112.68
2年度	137,264	87.36	34,510	89.12	88,630	83.62	14,124	113.80
3年度	141,495	103.08	35,459	102.75	86,990	98.15	19,046	134.85



6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

<概 要>

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

<目 的>

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

<募集方法>

あだち広報令和3年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

<募集時期等>

募集期間：令和3年10月11日から10月29日まで

募集媒体：あだち広報 令和3年10月10日号

令和3年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格(縦×横)	最低金額	件数	掲載金額
1	普通徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5× 16	150,000 円	1	150,000 円
4		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面左	8 × 11	50,000 円	0	0 円
5		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面右	8 × 11	50,000 円	0	0 円
6	軽自動車 税	納付書用封筒 1/2 面左	8 × 9.5	100,000 円	1	100,000 円
7		納付書用封筒 1/2 面右	8 × 9.5	100,000 円	1	100,000 円
合 計				910,000 円	5/7 件	810,000 円

【Ⅳ 資料編】

7 令和3年度「あだち広報」掲載実績

7 令和3年度「あだち広報」掲載実績

(1) 課税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
4月25日	個人住民税の特別徴収にご協力を！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～四係
5月10日	3年度 課税証明書を発行開始	令和3年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～四係
5月10日	軽自動車税の減免申請手続きは5月28日（金）まで	軽自動車税の減免申請手続きについて	全区民	軽自動車税係
5月25日	3年度納税通知書を6月8日（火）に普通徴収・年金天引きの方へ発送	令和3年度納税通知書発送の案内	全区民	課税第一～四係
6月10日	3年度の納税通知書と納付書を送付しました	普通徴収の特別区民税・都民税納税通知書発送の案内 ※「公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）」はこちらに関連して掲載	全区民	課税第一～四係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされます（特別徴収制度）	公的年金からの特別徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収（天引き）を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
9月25日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第二係
10月10日	課税事務（臨時職員）募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第一係
10月10日	納税通知書等送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶 務 係
10月10日	軽自動車税のグリーン化特例（減税）の延長	軽課税率（グリーン化特例）の延長と対象区分について	納税者	軽自動車税係
10月25日	各種事務のデジタル化に伴い、3年度以降の年末調整等説明会は実施しません	3年度以降は年末調整等説明会の実施はしないことの案内	事業所	課税第一係
11月10日	給与支払報告書の提出は、地方税電子申告システム「eLTAX」で	特別徴収制度の推進 eLTAX（地方税ポータルシステム）の利用案内	事業所	課税第一～四係

11月25日	e-Taxでの確定申告は事前の準備が必要です。	e-TAX（国税電子申告・納税システム）の利用案内	全区民	課税第一～四係
12月25日	税理士による令和3年分の無料申告相談は、事前申し込みが必要です	税理士による令和3年分の無料申告相談の事前申し込み案内	事業所	課税第一係
1月25日	税の申告が始まります。申告は郵送・e-Taxで！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～四係
2月25日	所得税確定申告、特別区民税・都民税の申告期限を4月15日に延長	新型コロナウイルスへの感染や自宅待機等により申告期限までの申告などが困難な場合の延長申請の案内	全区民	課税第一～四係
3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車の税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	全区民	軽自動車税係
3月25日	インボイス制度説明会（Zoom開催）	インボイス制度説明会の案内	事業所	庶務係

（２）納税課

掲載号	記 事 名	内 容	対 象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書を送付しました	Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン、納税相談のお知らせ、公的年金受給者等の特別徴収	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は8月31日（枠外記事）	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は11月1日（枠外記事）	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
11月25日	12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です（枠外記事）	納税の公平性確保を目指して、東京都と市区町村が連携し、徴収対策強化月間として取り組んでいることのPR	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか？特別区民税・都民税（住民税）	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替勧奨	納税者	納税計画係
3月25日	税・保険料は簡単に納付できます	Pay-easyでの納付のご案内、PayPayでの納付開始のお知らせ	納税者	収納管理係

【Ⅳ 資料編】

8 令和3年度施行の税制の改正点

8 令和3年度施行の税制の改正点

(1) 給与所得控除の改正

- ア 給与所得計算における給与収入の各段階において控除額を一律10万円引き下げた。
- イ 給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除の上限が195万円（改正前：給与収入1,000万円を超える場合の給与所得控除上限220万円）に改正された。
- ウ 改正の結果、給与収入から算出する給与所得は下記のとおりとなった。

令和3年度（令和2年分）からの給与所得計算

給与収入（円）	給与所得
0 ～ 550,999	0円
551,000 ～ 1,618,999	給与収入－55万円
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000円
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000円
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000円
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000円
1,628,000 ～ 1,799,999	$A \times 60\% + 10 \text{万円}$
1,800,000 ～ 3,599,999	$A \times 70\% - 8 \text{万円}$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A \times 80\% - 44 \text{万円}$
6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入 $\times 90\% - 110 \text{万円}$
8,500,000 ～	給与収入－195万円

* $A = \{ \text{給与収入} \div 4 \text{（千円未満端数切捨て）} \} \times 4$

(2) 公的年金等控除の改正

- ア 公的年金等に係る雑所得の計算における年金収入の各段階において公的年金等控除額を一律10万円引き下げた。
- イ 公的年金等の収入金額が1,000万円超の場合の控除額について、195.5万円の上限を設けた。
- ウ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下である場合の控除額を上記ア及びイの改正後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合の控除額を上記ア及びイの改正後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げた。
- エ ア～ウの改正の結果、公的年金等に係る雑所得は次のとおりとなった。

年 齢	年金収入 C	公的年金等に係る雑所得金額		
		(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額)		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	0 ～ 330万円以下	C－110万円	C－100万円	C－90万円
	330万円超～410万円以下	C×75%－275,000円	C×75%－175,000円	C×75%－75,000円
	410万円超～770万円以下	C×85%－685,000円	C×85%－585,000円	C×85%－485,000円
	770万円超～1,000万円以下	C×95%－1,455,000円	C×95%－1,355,000円	C×95%－1,255,000円
	1,000万円超	C－1,955,000円	C－1,855,000円	C－1,755,000円
65歳未満	0 ～130万円以下	C－60万円	C－50万円	C－40万円
	130万円超～410万円以下	C×75%－275,000円	C×75%－175,000円	C×75%－75,000円
	410万円超～770万円以下	C×85%－685,000円	C×85%－585,000円	C×85%－485,000円
	770万円超～1,000万円以下	C×95%－1,455,000円	C×95%－1,355,000円	C×95%－1,255,000円
	1,000万円超	C－1,955,000円	C－1,855,000円	C－1,755,000円

(3) 基礎控除の改正

基礎控除額が下記のとおり改正された。

納税義務者の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	なし

(4) 配偶者控除および扶養控除に係る所得要件の改正

配偶者控除及び扶養控除にかかる同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額の要件が48万円以下（改正前は38万円以下）に改正された。

(5) 配偶者特別控除の改正

配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下（改正前38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分が、それぞれ10万円引き上げられた。

(6) 非課税限度額の改正

非課税措置の対象となる障害者、未成年者、ひとり親及び寡婦の前年の合計所得金額が135万円以下（改正前は125万円以下）に改正された。

(7) 所得割非課税の改正

個人住民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である

【Ⅳ 資料編】

8 令和3年度施行の税制の改正点

者については、所得割を課さないこととした。

総所得金額等 ≤ 35 万円 $\times$ (同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+32万円

* 本人のみの場合 総所得金額等 ≤ 35 万円+10万円

(8) 均等割非課税の改正

個人住民税について、均等割を課することができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額)に改めることとした。

合計所得金額 ≤ 35 万円 $\times$ (同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10万円+21万円

* 本人のみの場合 合計所得金額 ≤ 35 万円+10万円

(9) 雑損控除に係る親族の所得要件の改正

雑損控除に係る親族の所得要件について、前年の総所得金額等が48万円以下(改正前38万円以下)に改正された。

(10) 勤労学生控除に係る所得要件の改正

前年の合計所得金額の要件が75万円以下(改正前65万円以下)に改正された。

(11) 家内労働者等の事業所得等に係る所得計算の特例の改正

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円(改正前65万円)に改正された。

(12) 寡婦(寡夫)控除の改正・ひとり親控除の創設

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、法制上、必要のない区分を統廃合し、「寡婦控除」と「ひとり親控除」に整理し直すこととした。

ア ひとり親控除

現に婚姻をしていない者(死別・離婚・未婚)又は夫の生死の明らかでない者のうち次に掲げる要件を満たすものである場合は、前年の総所得金額等から30万円を控除する。

(ア) その者と生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除いたうえ、前年の総所得金額等が48万円以下である者)を有すること。

(イ) 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

(ウ) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」その他これらと同一内容である旨の記載がないこと)。

イ 改正後の寡婦控除

ひとり親に該当しない者のうち、次の(ア)または(イ)に該当し、要件の①と②の両方を満たす場合は、前年の総所得金額等から26万円を控除する。

(ア) 夫と離婚した後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者

(イ) 夫と死別後婚姻をしていない若しくは夫の生死が明らかでない者

【要件】

① 前年の合計所得金額が500万円以下であること。

② その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」その他これらと同一内容である旨の記載がないこと）。

(13) 調整控除の改正

ア 配偶者特別控除の改正により、配偶者特別控除にかかる人的控除の差が下記のとおり変更となった。なお、配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合は適用されない。

(ア) 合計所得金額が900万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
48万円超 50万円未満（改正前 38万円超 40万円未満）	5万円
50万円以上 55万円未満（改正前 40万円以上 45万円未満）	3万円

(イ) 合計所得金額が900万円超 950万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
48万円超 50万円未満（改正前 38万円超 40万円未満）	4万円
50万円以上 55万円未満（改正前 40万円以上 45万円未満）	2万円

(ウ) 合計所得金額が950万円超 1,000万円以下の納税義務者

配偶者の合計所得金額	人的控除の差額
48万円超 50万円未満（改正前 38万円超 40万円未満）	2万円
50万円以上 55万円未満（改正前 40万円以上 45万円未満）	1万円

イ 基礎控除に係る調整控除について

合計所得金額が2,500万円超の納税義務者は、基礎控除に係る調整控除の適用が無くなった。合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者は、基礎控除にかかる人的控除の差額は一律5万円に変更なし。

ウ 調整控除の適用について

合計所得金額が2,500万円超の納税義務者については、調整控除の適用が無くなった。

エ ひとり親控除に係る調整控除について

男性（旧寡夫）のひとり親控除の人的控除の差額は1万円、女性のひとり親控除の人的控除の差額は5万円となった。

【IV 資料編】

8 令和3年度施行の税制の改正点

（14）所得金額調整控除の新設

ア 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で次のいずれかの要件に該当する場合は、給与等の収入金額（給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与収入} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$$

【要件】

- (ア) 本人が特別障害者に該当する者
- (イ) 23歳未満の扶養親族を有する者
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する者

イ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下、「給与所得控除後の給与等の金額」という。）と公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下、「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）が両方ある納税義務者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える者の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円）の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。

$$\text{所得金額調整控除} = (\text{給与所得控除後の給与所得} + \text{公的年金等に係る雑所得}) - 10 \text{ 万円}$$

* 給与所得控除後の給与所得および公的年金等に係る雑所得が10万円を超える場合には10万円

（15）支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務化

国税における支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）又は光ディスク等による提出義務基準の引き下げに伴い、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の電子情報処理組織（eLTAX）又は光ディスク等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前前年に提出すべきであった支払調書等（給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票）の枚数を100枚以上（現行：1,000枚以上）に引き下げた。

（16）指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金税額控除の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止等とされた文化芸術・スポーツイベント

の入場料等のチケットを購入した個人が、チケットの払戻しを受けない（払戻請求権を放棄する）こととした場合で、都道府県又は市区町村がそのイベントについて条例で指定したときは、その入場料等の金額（上限20万円）を「寄附」とみなし、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることとした。

（17）税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている地方税関係書類について、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講じた。

* この改正は、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用

（18）退職所得課税の適正化

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものに係る退職所得の計算について、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととする。

* 上記の改正は、令和4年1月1日以後に支払いを受ける退職手当等について適用

（19）軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直し及び臨時的軽減の延長

軽自動車税（環境性能割）について令和3年度税制改正による地方税法等の改正により、令和12年度燃費基準の下で税率区分の見直しが行われた。

また、軽自動車税（環境性能割）の税率を1%軽減する臨時的措置については、令和3年3月31日までだったが、9月延長され令和3年12月31日までとなった。

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
令和2年度燃費基準達成	1.0%	非課税
上記以外の車	2.0%	1.0%

（20）軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

電気自動車等およびガソリン軽自動車（営業用乗用車）に対象を限定し、また、令和12年度燃費基準の下で対象条件を見直したうえで2年間延長された。

【IV 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

9 課税課・納税課の組織と事務分掌（令和4年4月1日現在）

[課 税 課]

課税課職員数 92人（常勤66人、非常勤26人）

区民部長

課税課長

庶務係 11人（常勤9人、債権管理・滞納整理専門員1人、事務補助職員1人）

（内線 1551～5）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
 - （1）部内の調整管理
 - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税第一係 14人（常勤12人、課税事務補佐員2人）

（内線 1561～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第二係 23人（常勤11人、課税事務補佐員5人、事務補助職員7人）

（内線 1565～8）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第三係 15人（常勤13人、課税事務補佐員2人）（内線 1571～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第四係 12人（常勤12人）（内線 1581～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発及び連絡調整に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

税システム開発担当係長 4人（常勤4人）（内線 1588～9）

- 1 税務システム開発の統括に関すること。

軽自動車税係 11人（常勤3人、課税事務補佐員6人、事務補助職員2人）
（内線 1585～7）

- 1 軽自動車税の賦課に関すること。
- 2 自動車臨時運行許可に関すること。

[納 税 課] 納税課職員数 87人（常勤50人、非常勤37人）

納税課長

納税計画係 16人（常勤5人、徴収事務補佐員6人、事務補助職員5人）
（内線 1591～3）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関すること。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関すること。
- 3 収納払込に関すること。
- 4 研修計画の策定及び実施に関すること。
- 5 課内他の係に属しないこと。

【Ⅳ 資料編】

9 課税課・納税課の組織と事務分掌

納税システム担当係長 2人（常勤2人）（内線 1605）

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。

滞納整理第一係 15人（常勤10人、再任用短時間1人、滞納整理専門員2人、
特別整理専門員2人）

（内線 1611～4、1627、1576、1594）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係 19人（常勤12人、再任用短時間1人、滞納整理専門員4人、
特別整理専門員1人、事務補助職員1人）

（内線 1615～9、1626、1628～9、1577）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者（高額滞納者を除く。）に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者（高額滞納者を除く。）の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 10人（常勤7人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人）
（内線 1595～9）

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 前号の滞納者で軽自動車税を滞納しているものに対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 4 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 11人（常勤5人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

（内線 1601～4）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 13人（常勤8人、再任用短時間1人、事務補助職員4人）

（内線 1621～5）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

10 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号（代表）
区 民 部 課 税 課 ・ 納 税 課	中央本町1－17－1	3880－5111
足 立 税 務 署	千住旭町4－21	3870－8911
西 新 井 税 務 署	栗原3－10－16	3840－1111
足 立 都 税 事 務 所	西新井栄町2－8－15	5888－6211

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

あだちの特別区税 令和３年度実績概要

令和４年９月 発行

発 行 : 足 立 区

編 集 : 足立区 区民部 課税課・納税課

東京都足立区中央本町一丁目１７番１号

電話 ０３－３８８０－５１１１（代表）

ホームページ <https://www.city.adachi.tokyo.jp>